

牧畜の情况及沿革



牛牧放の場農塚貝

元豆は早熟種を良とし、又亞麻大麻葉、薄荷、煙草等を良とす。蔬菜類は生育良好にして、甘藍、蕪、胡蘿蔔、牛蒡、葱、胡瓜等を産す。果樹類には露人の栽培せしグースベリー、ガーランド等良く成熟せるを見る。

### 第五 牧畜

本島の牧畜業は、明治二年拓殖保護の爲め馬二百五十頭を移し、次て更に牧牛二百五十頭を移したるに初まる。明治八年以後、露國政府は本島牧畜業を獎勵し、移

住民の拓殖を助成し、盛んに牛馬を大陸より輸入し、志望者に之を貸與し、之を監督し、又豚、山羊等を飼養せしめたり、千九百一年の調査を見るに

種別	コルサコフ州	アレキサンドル州	ツイモンスキ州	計
牝牛	二九二	五〇	六八五	一〇二七
牝牛	一六八八	六六二	一四一二	三七六二
犏牛	二二二五	七六二	二五〇一	五三八九
計	四一〇五	一四七四	四五九八	一〇一七八
馬	一三五四	四六九	九五九	二七八二
仔馬	八四〇	一一九	四八五	一四四四
計	二一九四	五八八	一四四四	四二二六
豚		五三九	九一九	二九七三
總計	七八二	二六〇一	六九六二	一七三三六

露人の家畜を飼養するや頗る懇篤にして、又其の取扱ひに熟達せるは邦人

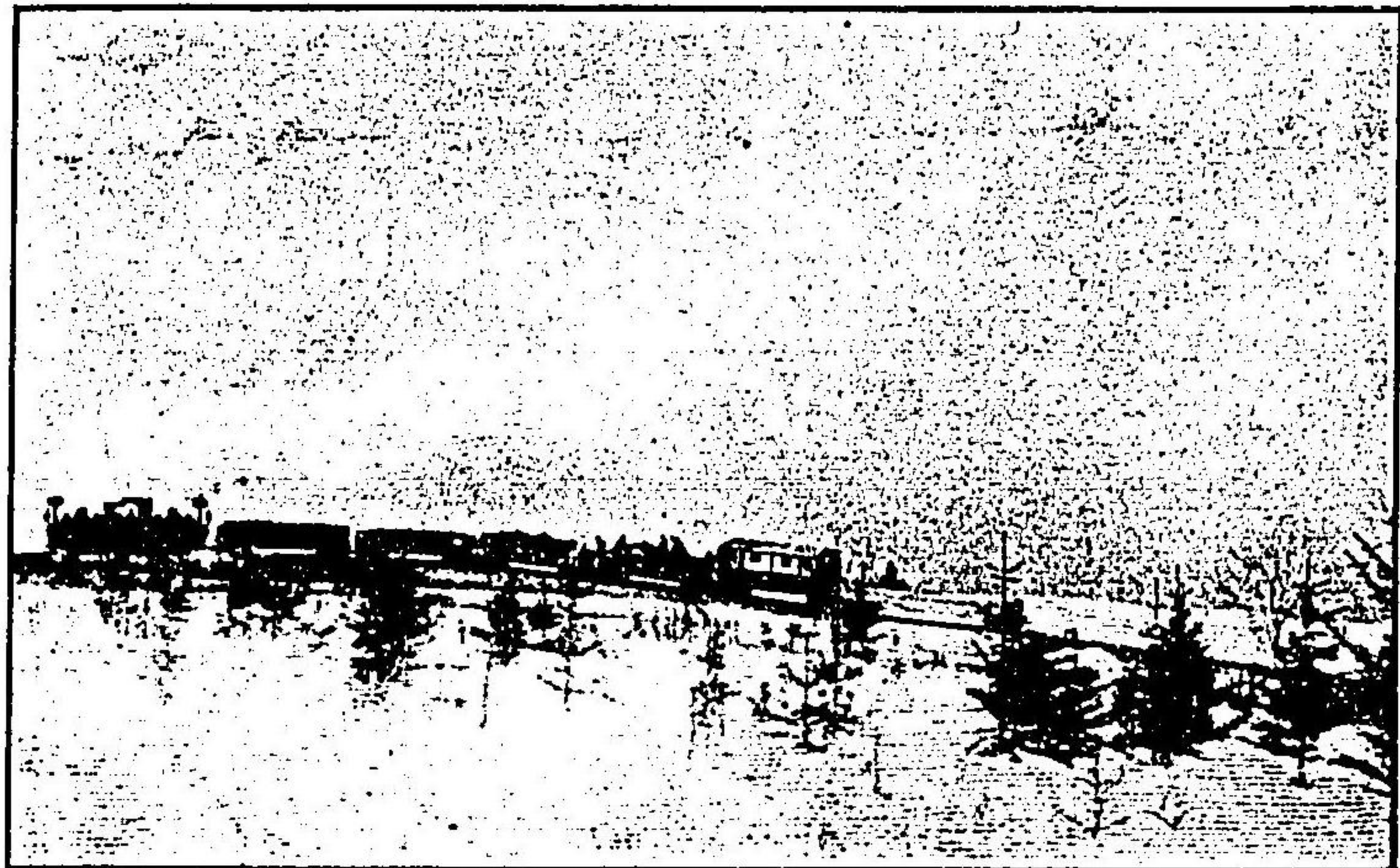
の到底企及すべからざる處なるも、一般に家畜の改良に留意せざりし爲め、其の品質を損ふに至れり、然れども、各村必らず廣大なる共同牧場を有し、之より豊富なる芻草を得、之が爲めに冬期飼育の料に缺乏せざりしなり、今尙ほ至る處芻草の野生しつゝあるは全く露人の賜なりとす。

現今我が領土内に於ける牛馬總數は二千六百九十七頭に於て、其の内牛は一千九百三十九頭なり、實に本島農民は單純の農業のみにては生計の維持殆んど困難なれば、必らずや牧畜業ならざるべからず。

### 第六章 交通

露領時代に於ける本島は、一の流刑地たり漁業地たるに過ぎざれば、交通機關の如き其設備不完全にして記するに足るものなし、今や我政府は銳意之が完成に力を致せるも、如何せん領有日淺ければ、尙幼稚なるを免れず、然れども本島開發の急務は實に交通の整備に在りて存し、道路の開鑿、港灣の修築、特に不凍港の設備、鐵路の完成、郵便電線の敷設等、其の絶設すべき事項枚舉に暇あ

輕便鐵道



樺太鐵道ヲタマフチーハヤチ汽車行進の景

らず、今現今の狀勢を記せんに

#### 第一 鐵道

大泊を基點とし、ソロビヨフカ、ミツリヨフカ、ホムトフカ、等を過ぎ、豊原(ウナシミロフカ)に至れる中央凹地帶上に、長さ十里間の輕便鐵道あり、一日二回往復せり。本線は他日豊原(ウラシミロフカ)より北方は榮濱(サカヘハマ)に、西方は眞岡(マウカ)の不凍港に達し、以て冬季間も安んじて内地と旅客荷物の運輸を計らざる可からず。

#### 第二 道路



南中中央地帯幹線の道路

道路 本道の幹線は大泊を基點とし北は豊原(ウラジミロフカ) 落合(ガルキノウラスコエ) 榮濱(サカヘハマ) に達し尙北行しナヨロ シスカを経て國境に達するものあり。其他豊原(ウラジミロフカ) 眞岡(マウカ)の横斷線眞縫(マヌイ)、久春内(クシユンナイ)の横斷線大泊より富内(トクナイチヤ)湖畔を経てオチロホツカに至るもの、豊原(ウラジミロフカ) 留多加(ルータカ)線、大泊荒栗(アラクリ)線等にして、何れも人馬を通ずべく、特に大泊より榮濱に至る中央幹線は道路廣濶にして車馬の往復自在なり。

### 第三 電信電話

電信は内地本島間は勿論主要道路の通ずる地には何れも之を布設し、今や大泊の楠溪(クシユンコタン)に郵便電信局を置き、ルータカ 豊原(ウラジミロフカ) 眞岡(マウカ) 久春内(クシユンナイ) 落合(ガルキノウラスコエ) シララカ ノトロ シスカ ナヤシ 海馬島 等に於ては、郵便電信支局を設け、何れも相互間及内地に通信するを得べし。電話は大泊 豊原(ウラジミロフカ) 眞岡(マウカ) 落合(ガルキノウラスコエ) ノトロ の各通信所、其の他主要なる官衙には其設けあらざるなく、特に大泊 豊原に於ては、民用として之を使用せしめ居れり。

### 第四 郵便

郵便は人の住する處は殆んど達せざるなく、大泊 豊原(ウラジミロフカ) 眞岡(マウカ) ガルキノウラスコエ シスカ ナヤシ 海馬島 等にては、何

れも其事務を取扱へり、而して各沿岸の交通は、其道路完備せざるため、水運に  
依頼する外なし。

### 第五 水運

冬期を除く外、小樽を發し大泊を経て、本島沿岸各地、海豹、海馬、兩島等に毎  
月一回乃至三回定期船の寄港するあり。特に真岡(マウカ)は不凍港なれば、嚴  
寒の候尙ほ内地と船舶の往來あり。若夫れ初夏漁業隆盛季の如きに至らん  
東はナルベニヤ灣頭より、西は國境附近に至る迄、殆んど日として汽船の黒煙  
を認めざるなく、大泊(マウカ)の如き、時に十餘艘の大船集合する盛況を呈す。

夏季の盛況

## 第三編 地方誌

本島は、人烟稀少なれば、我が版圖内に於ける市街の見るに足るべきもの現  
今僅かに三あるに過ぎず。大泊、豊原及び真岡にして、此の三市街相互の關  
係を北海海に比せんに、先づ豊原を札幌とせば、大泊は小樽たるべく、真岡は恰  
かも函館に類せんか。以上の三市街は何れも支廳所在地即ち最下級地方行  
政廳の所在地なりとす。

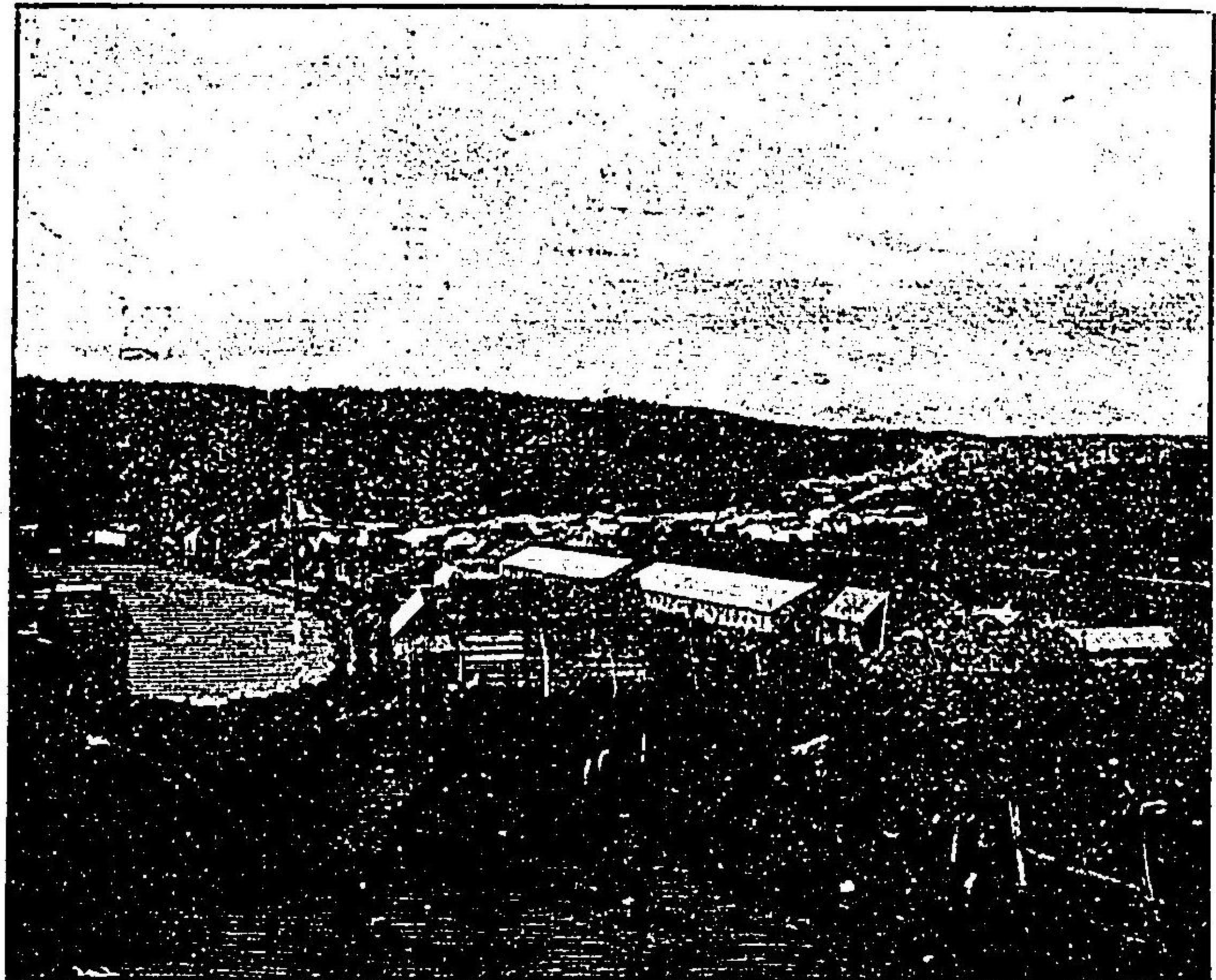
### 第一章 大泊支廳管内

本區は亞庭(アニツ)灣斜面區域とオホーツク斜面區の一部と、海豹島とを  
含み、樺太島中人烟最も盛んなる地方なりとす。

### 第一 大泊

大泊

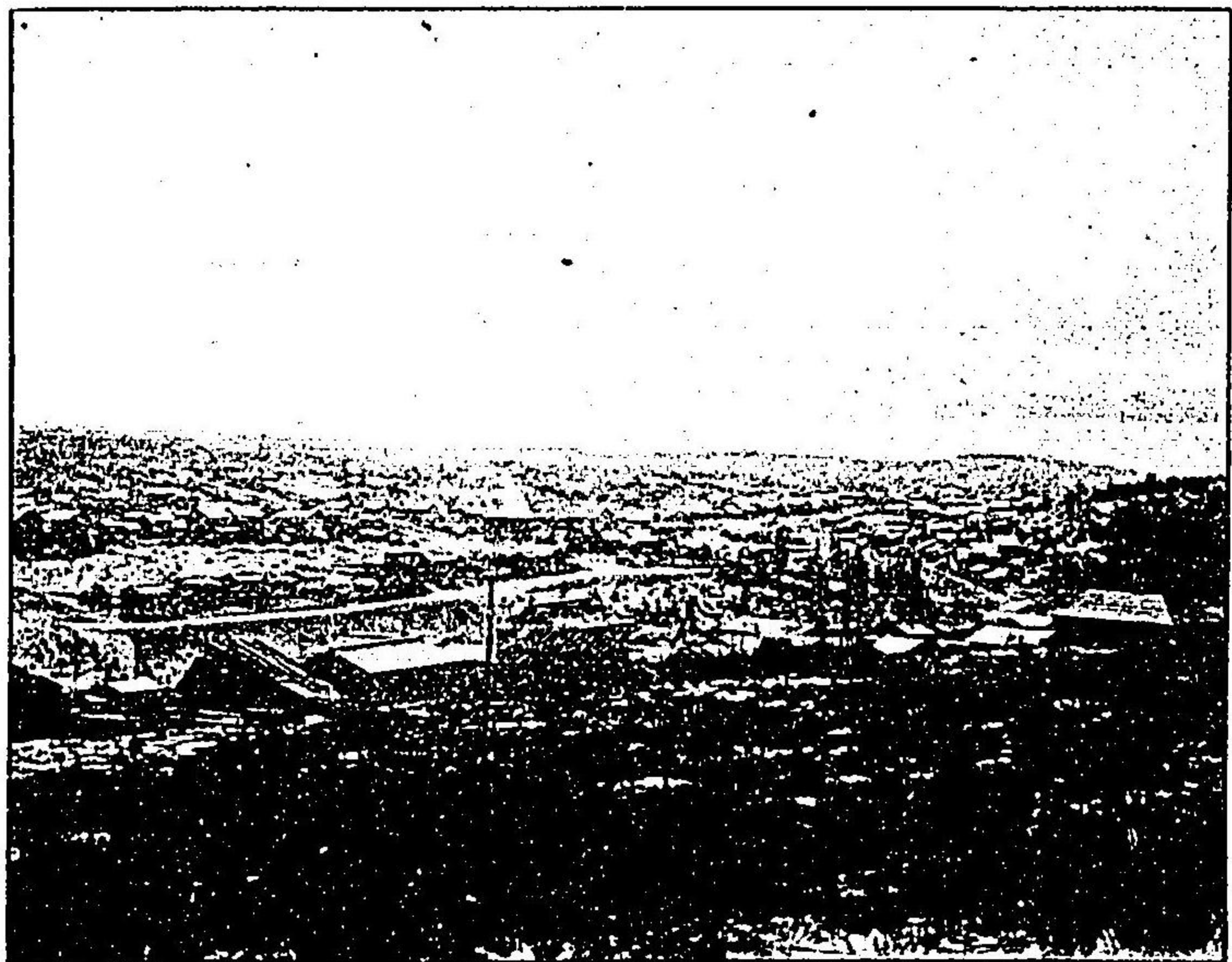
クシニコ  
港



大泊市街

大泊 コルサコフ(クシニコ)タン及び狹義の大泊ボロアン(トマリ)を含み、此兩市街は中央なる紀念橋によりて界せられ、共にアニワ灣に臨み前方に各同名の港を控へ、兩港間は斷崖海に瀕せる丘陵によりて隔てられ、ともに本島の關門に當る。クシニコタン(コルサコフ)港は其の位置適當なるも、岩礁多く且遠淺にして、千噸内外の汽船も尙ほ十餘町外に碇船せざる可らず、加之、現今軍艦御用船以外の船舶の碇繋を禁ずるを

大泊港



コサルコフ市街

以て、一般の船舶は大泊港に投錨するを要す。大泊港は港域稍々廣大なるも遠淺の度大にして風波を避くるに一層困難なるを免れず。兩港共に毎年十二月より風浪暴威を逞ふすること甚だしく、一月以降海面全く永結し、其の厚さ一尺四五寸より四五尺に達し、氷上馬楯を通ずべし。要するに本港は先づ防波堤を築きて風波を避け、碎氷船によりて冬季の航通を至ふせざる可らず。市街は、道路整然として街路の

コルサコフの沿革



廣潤なる内地に多く其比を見ず、菜町、本町、梅ヶ枝村、初音町、通町、谷町、黄金町、コルサコフ大通、全一條通、全二條通の十七區に分かれ、戸數千四百三十戸、人口七千八百八十二人、外に尙ほ九百の假居住民あり。本市街の一半コルサコフは、往昔クシニコタンと呼び、松前氏時代出張番屋を置き、附近を管し、嘗て樺太支廳所在地となり、露西亞領時代に至りては、我は領事館を置き、現今楠溪俱樂部所在地、日露戰役後明治三十九年度迄は樺太民政署を置き、爾後樺太廳明治四十二年移轉及びコルサコフ支廳の所在地

となれり。又學校病院、兵營、測候所等を設く。

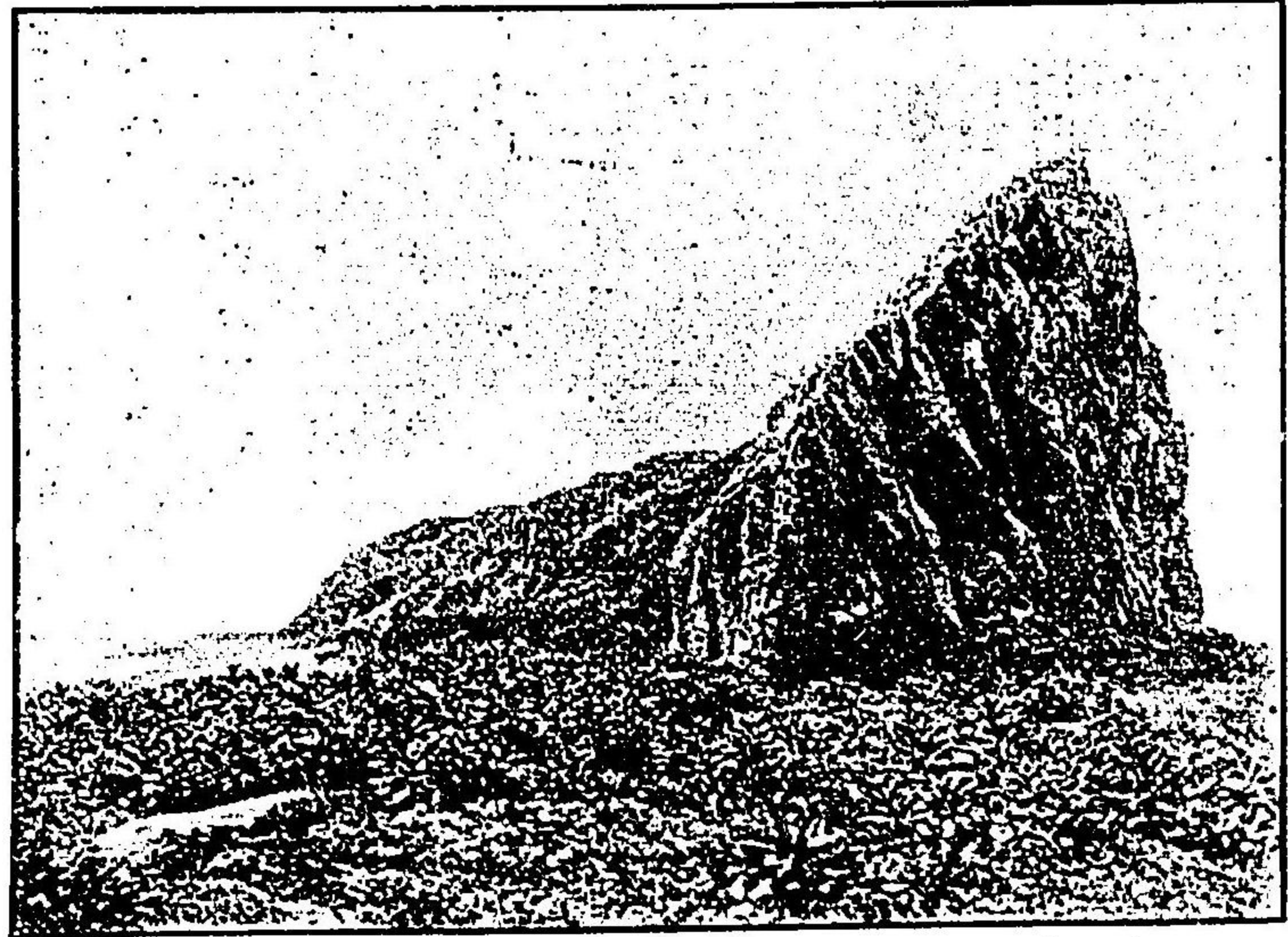
大泊より南の方對馬岬(エンヅマ)を迂回し、灣の東岸に至らんか、オホエトマリ、サウナバーチの東方マレヤ村あり、日露戰役の際我が軍の上陸地點なりとす。尙ほ其の東方にチベサニ、アラクリ等數多の漁村あり。

コルサコフの北方には數多の小溪西流し、其の吐口の谷地に一ノ澤、ベルワヤバーチ(二ノ澤)、フタラヤバーチ、三ノ澤(トレチャヤバーチ)等數多の漁村あり。貝塚(ソロウイ、ヨフカ)は、ス、ヤ河口に近く、模範牧場の所在地にして、附近古代人類の遺跡多し。貝塚村の西方、ルータカ河口附近にも亦模範牧場の設けあり。其の附近は廣大なる森林地帯を控ゆ。

### 第二 海豹島

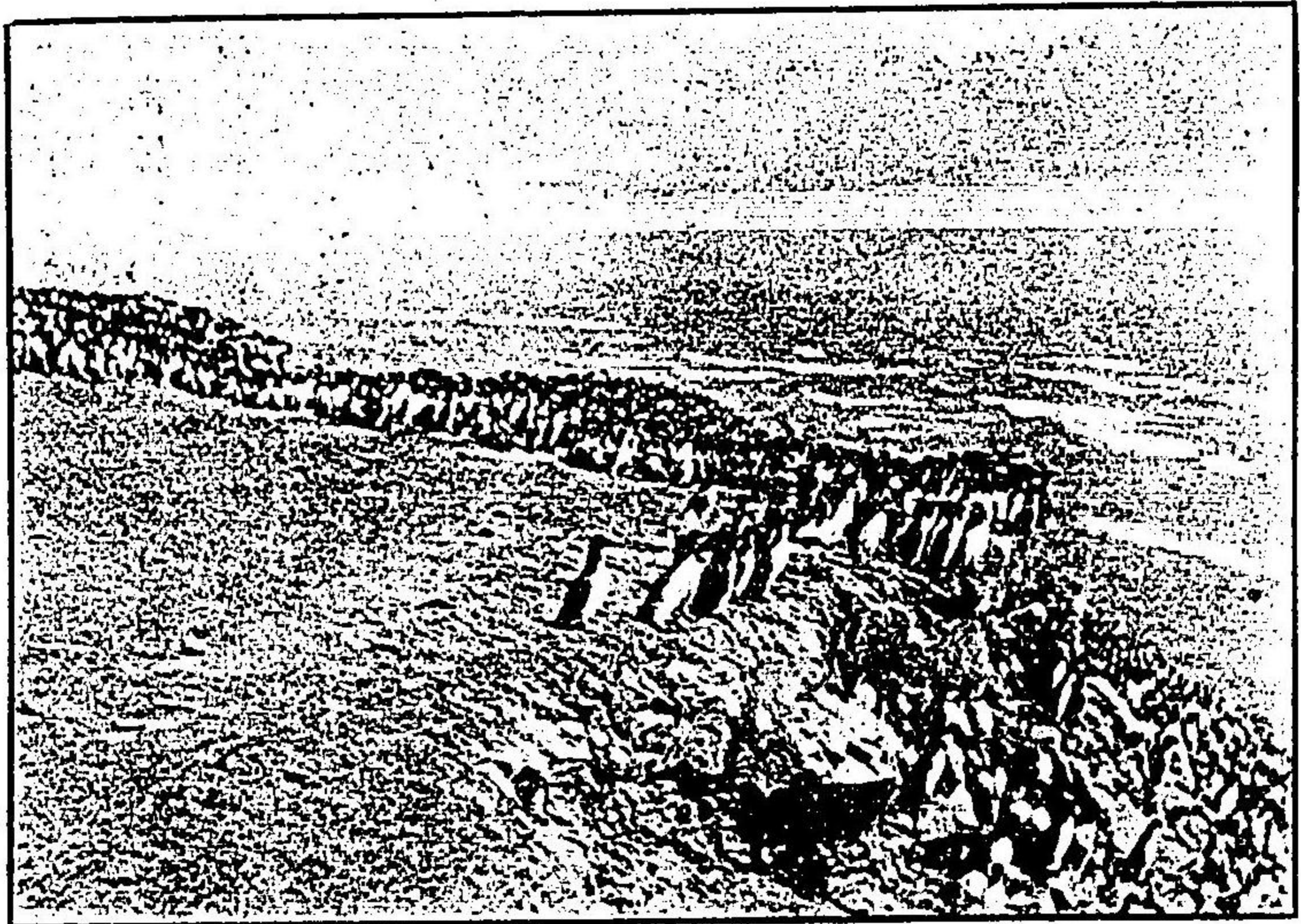
海豹島(ロツベン)一名チユレニ、テベルニア灣の東を限り、北緯四十八度三十一分、東經百四十四度四十三分に位す、其の長さ七百米、幅七十米、高さ四十餘呎あり。砂濱によりて圍まれ、叢爾たるテーブル状の一岩礁たるに過ぎず。

羴膾獸群集の  
情況



海豹島を南の方より

されば島中一水の湧出するなく、且つ土壤なければ樹木生ぜず只砂濱少許の地にエゾラグルマハマムギ等を見るのみなり。現今コルサコフ支應の管區に屬す。  
此地は、羴膾獸の保護地として世界稀れに見る處なれば、水産業者の注目を惹くこと大なり。明治四十年の如きは、羴膾獸の親獸二千三百餘頭仔獸一千二百餘頭雜然として本島の東岸砂濱の地に集合し、或は游泳し或は陸上に匍匐し、牡々相嚙み幼々相戯ひれ、以て本島の一異觀をなせり。(六〇頁羴膾獸圖參照)



海豹島のペンベ群鴨

此の獸は、夏季は斯くして本島の極樂淨土に光陰を經過し、秋季寒冷の季節節に入るや、盡く去つて南方本州の東岸金華山 犬吠岬 房州附近にまで游泳し來り、獵者の毒手に仆れ、或は其の幼者は海獸の口腹に葬られ、其の難を免れしものゝみ、來春再び本島に復歸し、こゝに上陸するや、母獸は直ちに分娩し、爾來其の兒を哺乳撫育すること終始更らず、以て秋季に至るなり。  
該獸の本島に來るものは、往時に於ては其の數甚だ多く、一年一萬五千頭を捕獲せしことありしと云ふ。我が政府は露國の遺志を繼承し、該獸の保護

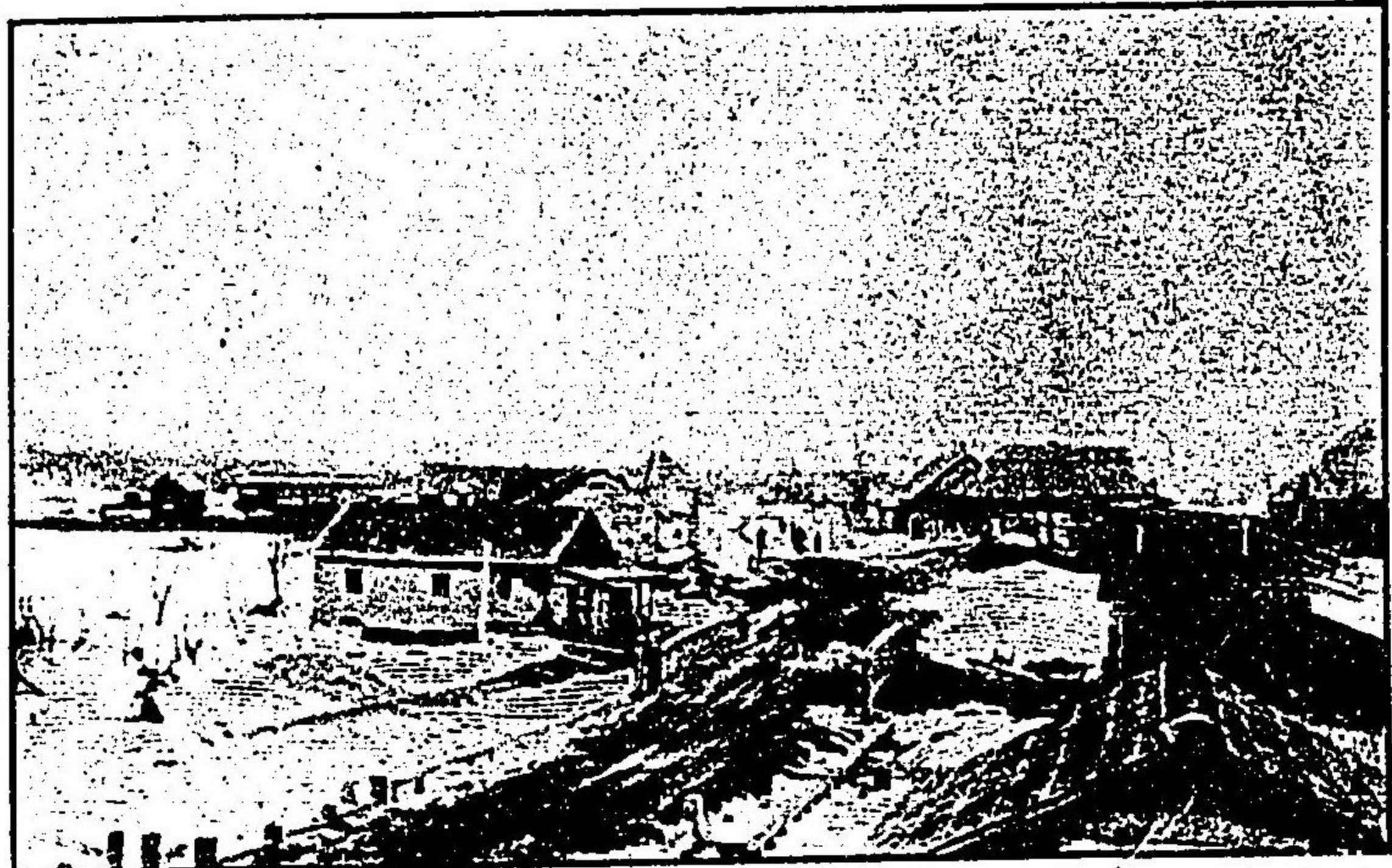
に従事せるを以て、數年ならずして其の成績の大ひに見るべきものあらん。尙ほ此の島に於ては、數十萬の海鳥(ウリヤ・ロムビア *Uria lomvia* 俗にロヘン鴨と稱す)島上に群居し、無數の卵石岩上に散點し、其の鳴聲の喧しき、耳之が爲めに聾せんとす、眞に一奇觀たるを失はず。又本島附近には魚類昆布等の分布甚だ多大なり。

### 第二章 豊原支廳管内

本區は、其の區域甚だ廣大にして殆んど全面積の半部を占む。

#### 第一 豊原

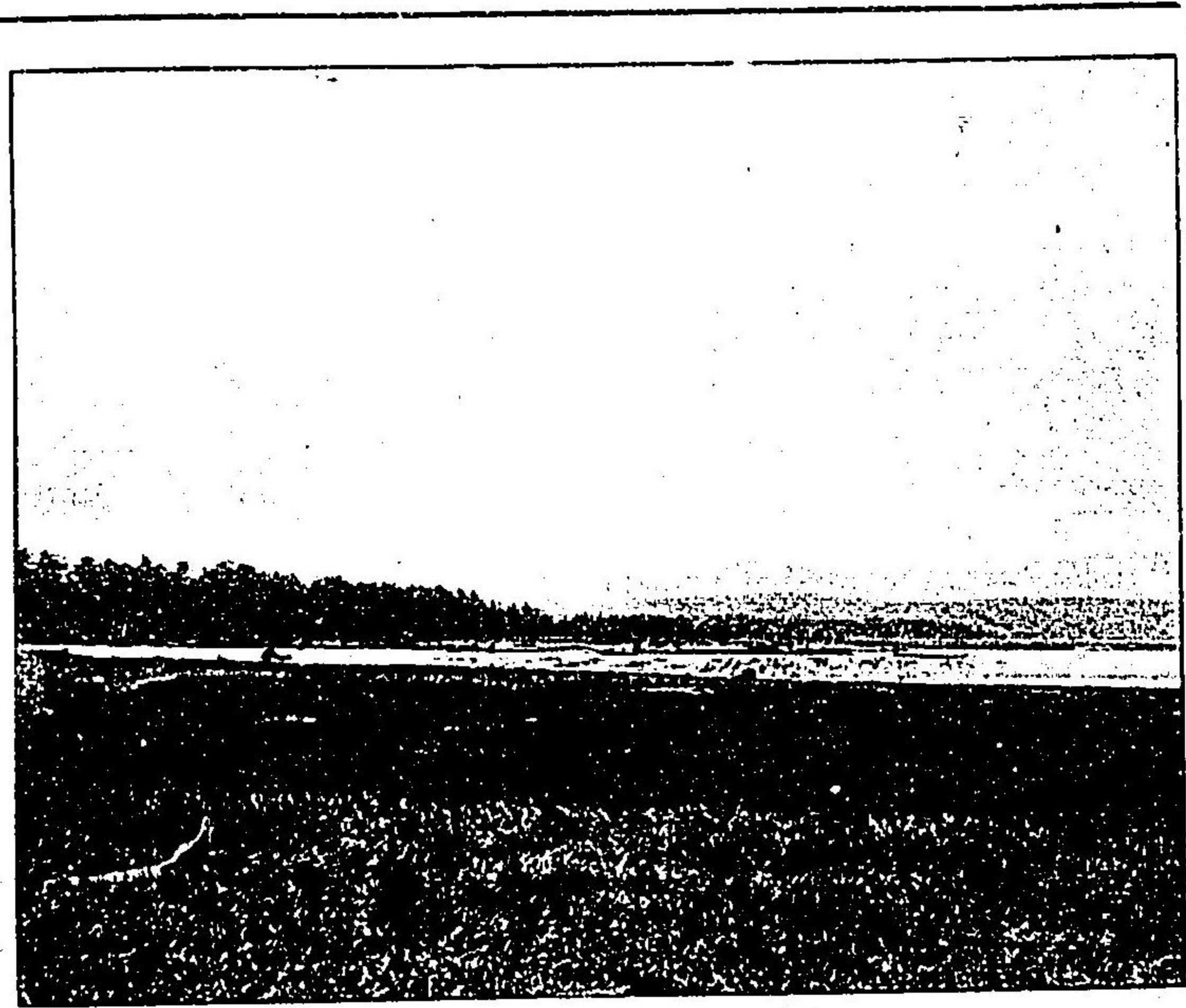
豊原(ウラジミロフカ) / コルサコフの北九里二十四町に在り、其位置南部平野の中心に當り、北は中央凹地帯を貫通せる大路によりてナイブチに達すべく、西は西樺太山脈を横ぎりて真岡に通ずべし。地勢北東より南西に向ひ、鐵道線路に沿ひ漸次低下せるも、土地廣濶にして高燥なり。此の地は、西曆千八



樺太ウラジミロフカ街市

百八十二年露國政府の創設にかゝり、日露戦争當時には、露兵はこゝを防禦の中心となしたるものゝ如く、有名なるダリチエの密林戦は實に此の北西二里の地に演ぜられたるなり。市街の附近には幾多の移民地相連なり、所謂四通八達の要衝にして將來本島内部の開発に伴なひ次第に發達すべく、之を以てか、此の地を本島統治の中心たらしめんとし、明治三十九年以來新市街の建設に着手し、東西十三町南北十四町餘の地(オホトホリ)大通を中央とし、東西共に一條通乃至七條通の大道井然たる市街をなすに至り、樺太廳明治四十一年コルサコフより移轉) 守備隊

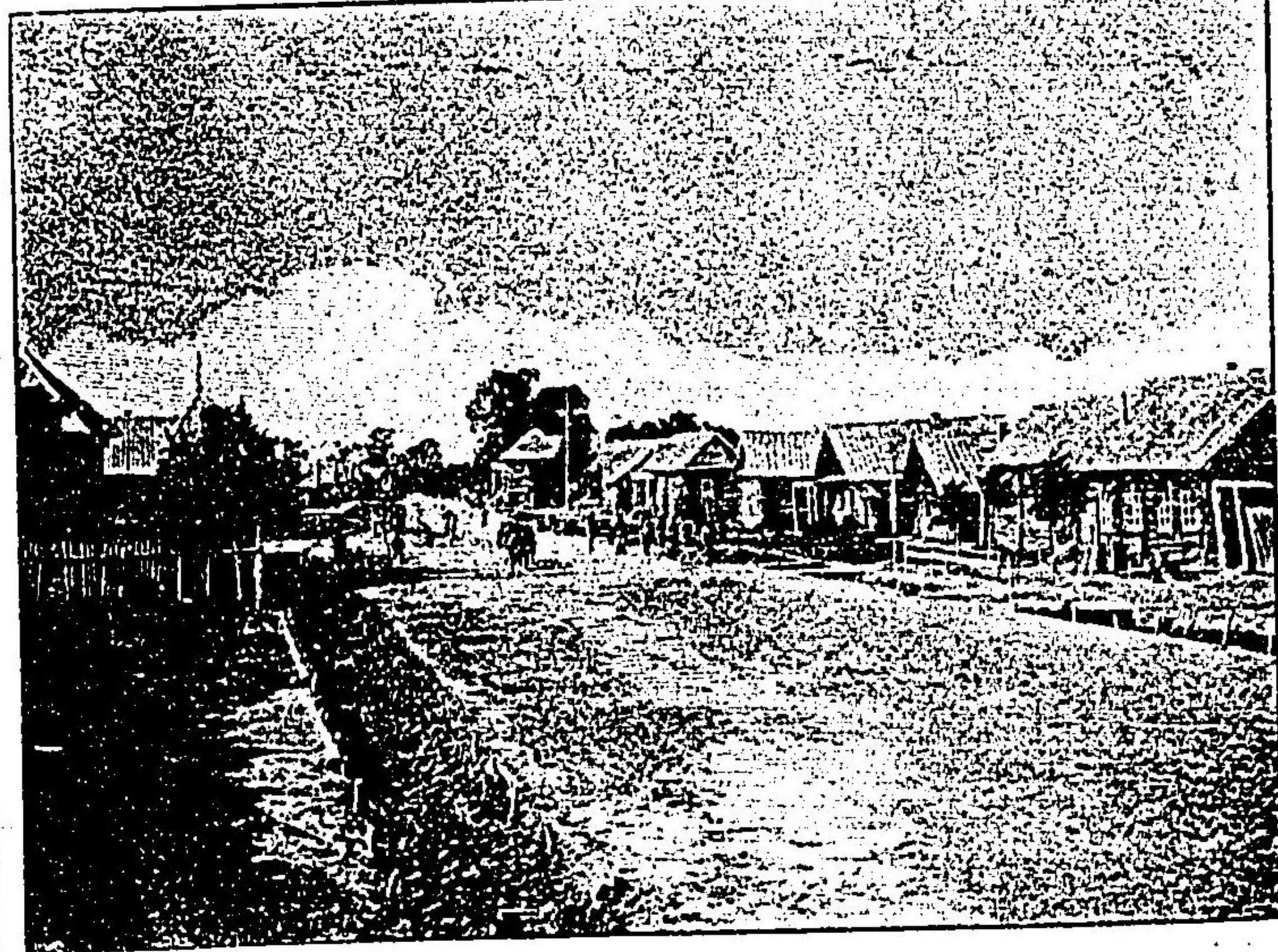




口河ヲブイナ



口ロナ

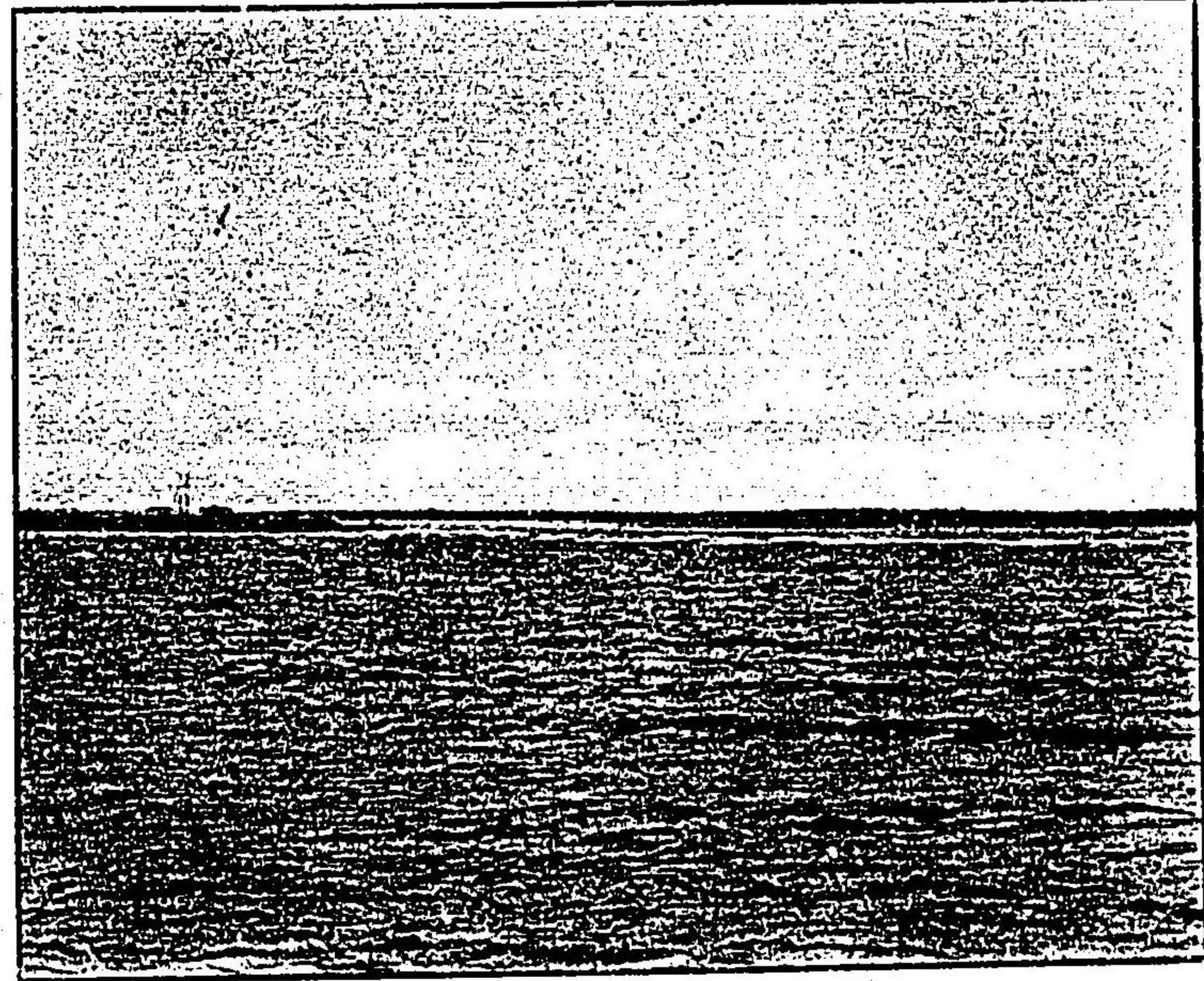


街市式園露のエコスラウノキルガ

司令部 豊原支廳 學校 病院等  
見るに足るべく、水道の設計 電信  
電話の架設等大いに整へり、戸數四  
千六百人口三千、市街の西部には今  
尙露式丸木積の家屋存在せり。

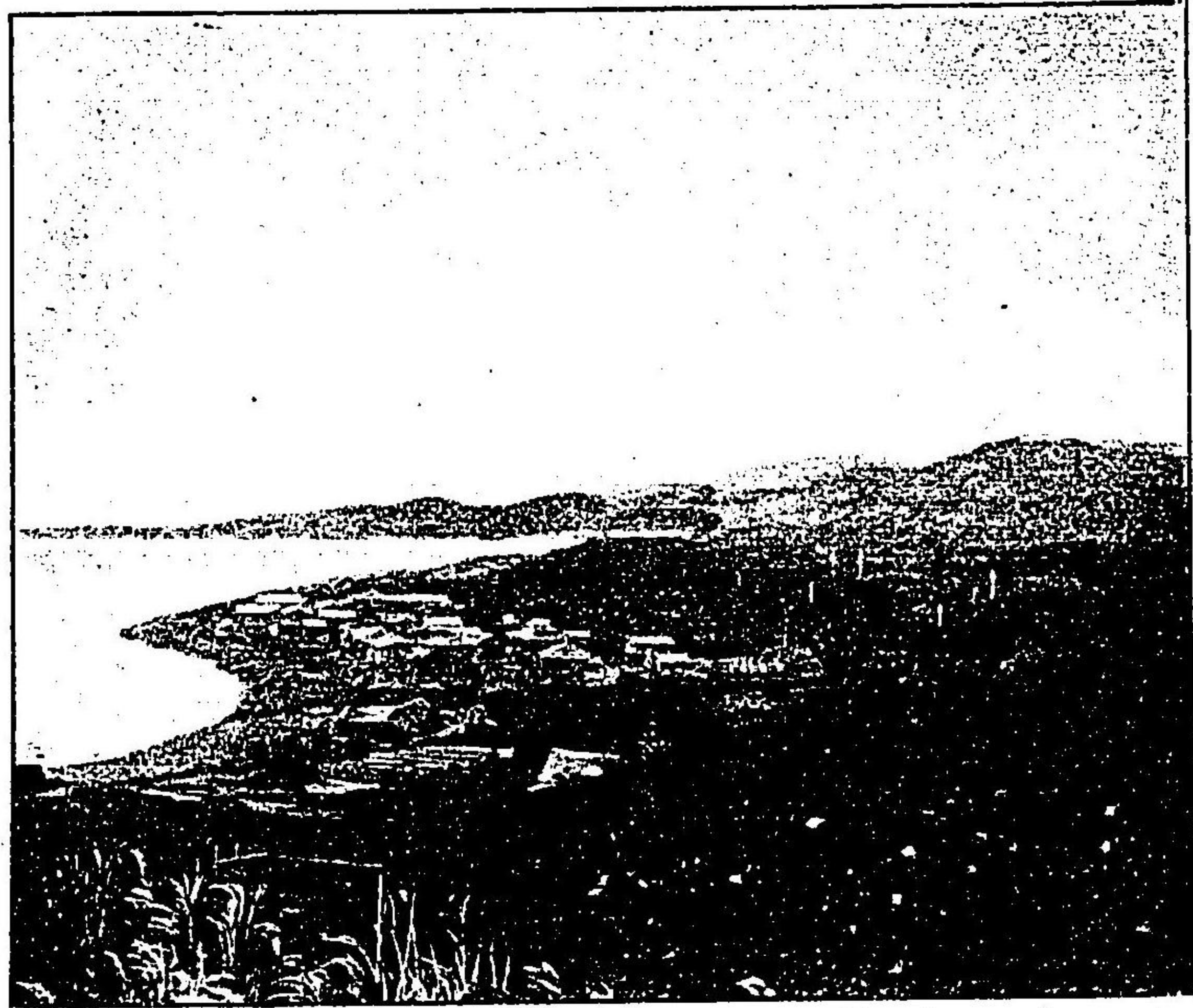
### 第二 落合

舊名ガルキンウラヌコエは、豊原  
の北部各農村中の最も主要なる地  
にして、ナイブチ クコイ兩河の會  
合點に位し、支廳出張所あり。  
此の地は、西はナイブチ炭山に通  
じ、北は榮濱に至るべく、後來同炭山  
の採掘に着手するあらんか、蓋し主



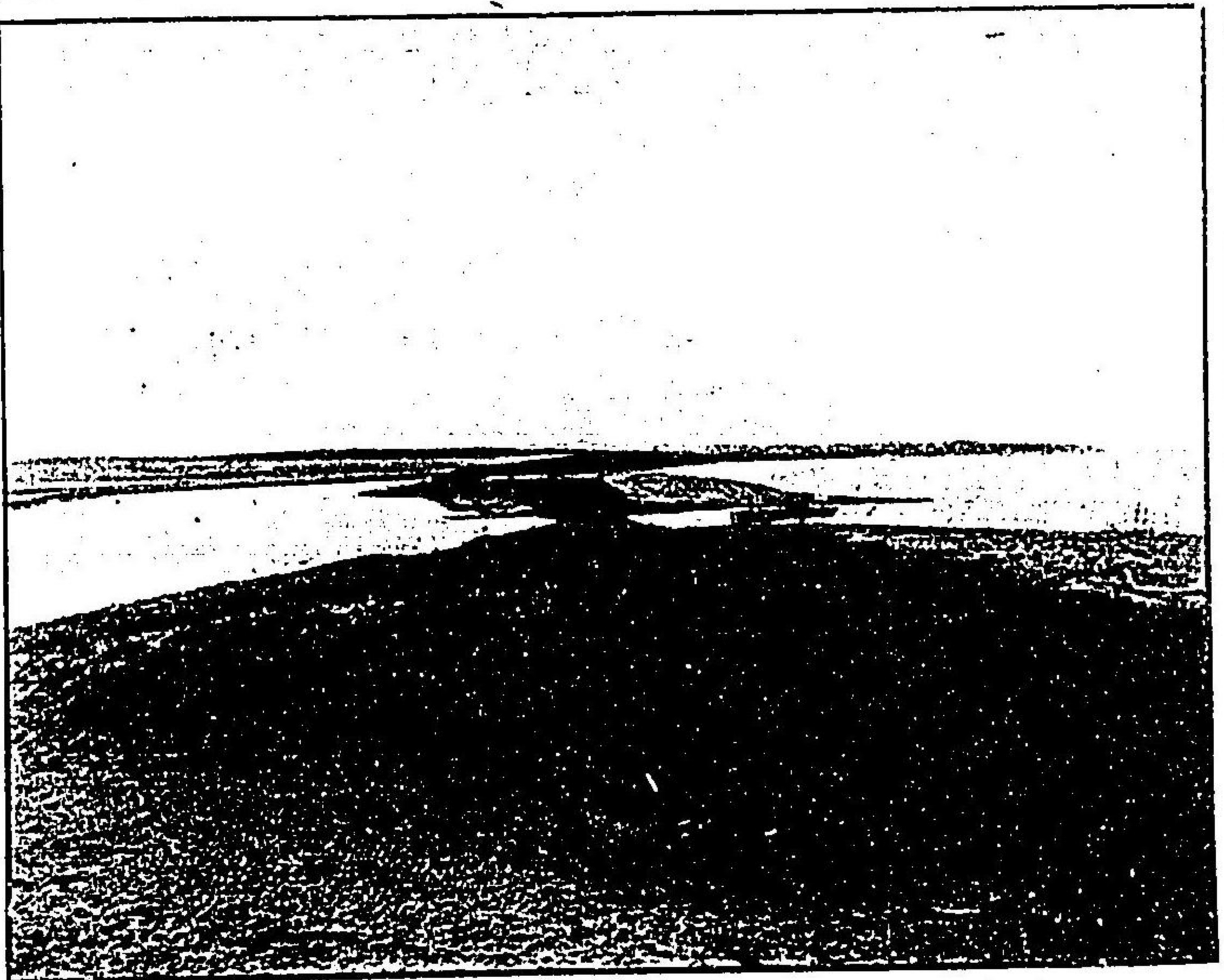
望遠のりよ上海口河イナロボ

要なる根據地となるや明かな  
り、榮濱より北進すればドブ  
キー、オクサン、シララカ、  
マヌイ、マグンコタン、シル  
トル、ナヨロ等を経て、シス  
カに達すべし。マヌイは本島  
最狭部に當り西岸に至る要地  
にして、オクサン附近及びナヨ  
ロ河口のナヨロはアイヌ族の  
居住者多く、特にナヨロは此の  
點に於て古來有名にして、且つ  
北方露領の地に至るべき要衝  
なり。



### 第三 シスカ

シスカは、支廳出張所の所在地  
にして、ポロナイ河口に位し、幌内  
(ポロナイ)平野の咽喉部を占め、水  
陸交通の便よく、後來有望の地に  
して、其北方半里ポロナイ河畔シ  
ヤチカレには、ギリヤーク、オロ  
チョン族等居住し、彼等は、ナヨロ  
のアイヌと共に、物資を此の地に  
仰ぐため往來するもの尠からざ  
れば、吾人若し此の地に來らんか  
座ながらにして以上の各人種を  
觀察するを得べし。



### 第三章 眞岡支廳管内

本區は西樺太山脈西方斜面則ち日本海斜面の區域全部を包括す。

#### 第一 眞岡

眞岡(マウカ) 古への西富内にて、後方段丘を負ひ本島唯一の不凍港を控ゆ。只其の港域狭く且淺さを缺點とするも、西岸各地方物價の集散地たり。市街は幅狭けれども長さ一里に達し、本町 南濱町 北濱町 榮町 山下町 中ノ町 山手町 春雨町の八四五區に分る、創

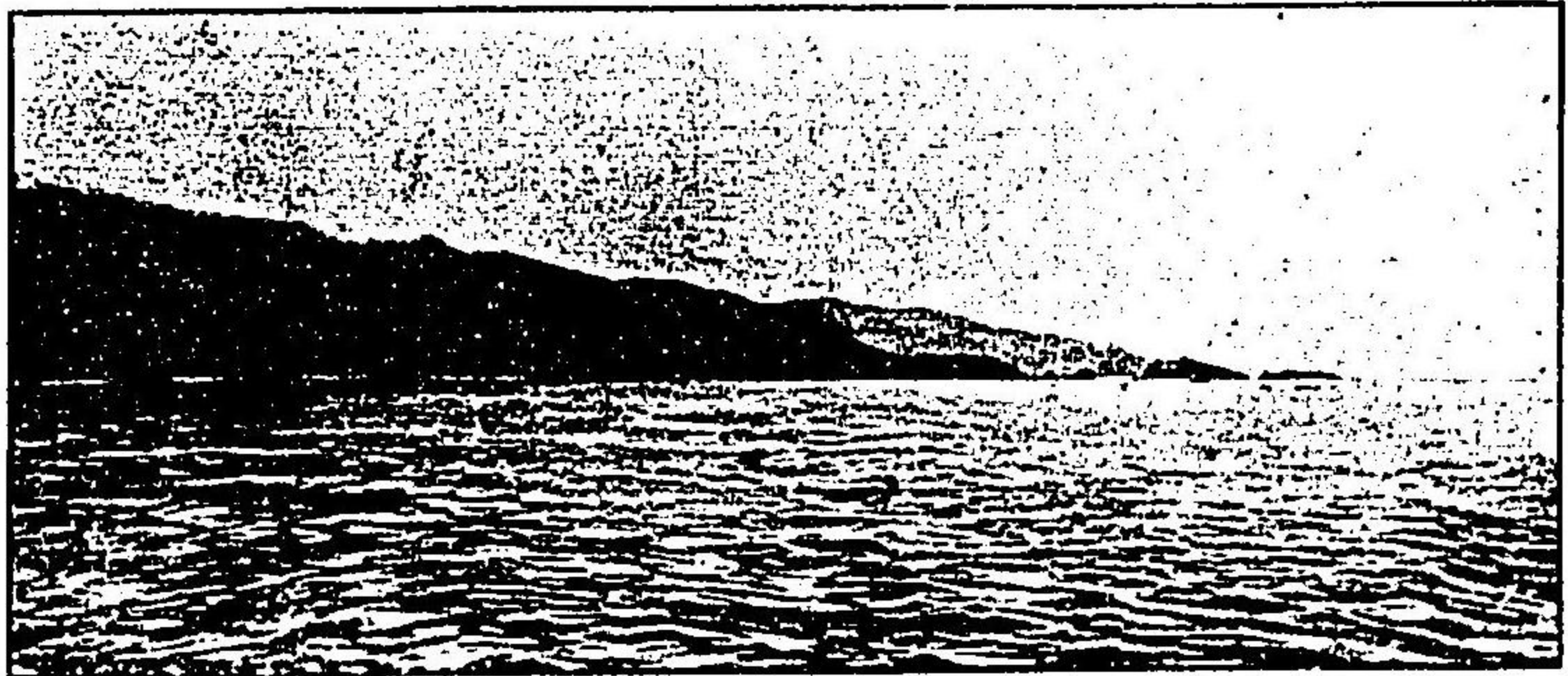
イナシク

設以來一年ならずし大泊を凌駕せんとし、戸數七百人人口三千五百を超え、尙次第に發達せんとす。本市街の斯く隆盛を極むるは、單に支廳の所在地たるのみならず、鮮漁業の中心地たるを以てなり。

マウカ以北にはクシユンナイ ウシロ ナヤシ アモベシ等の村落あり。クシユンナイは東岸マヌイに至る横斷路の基點にして、ナヤシは支廳の出張所あり、露人の居住せるもの多く、北部主要の地なり。マウカ以南には阿考(オコ) 自主シラヌシの外擧ぐるに足るものなく、シラヌシは往昔樺太島と内地との發着點として史上に有名なり。

#### 第二 海馬島

海馬島 アイヌ族の所謂トモシリにして、主として火山岩より成り、地勢突兀として高峻を極め、周圍五里沿岸屈曲甚だしく岩礁多きも、亦之が爲め良港を控え、暴風の際避難すべき場所少からず。附近水産物に富み、海驢(ト)の棲息するもの甚だ多し、これ島名トモシリ

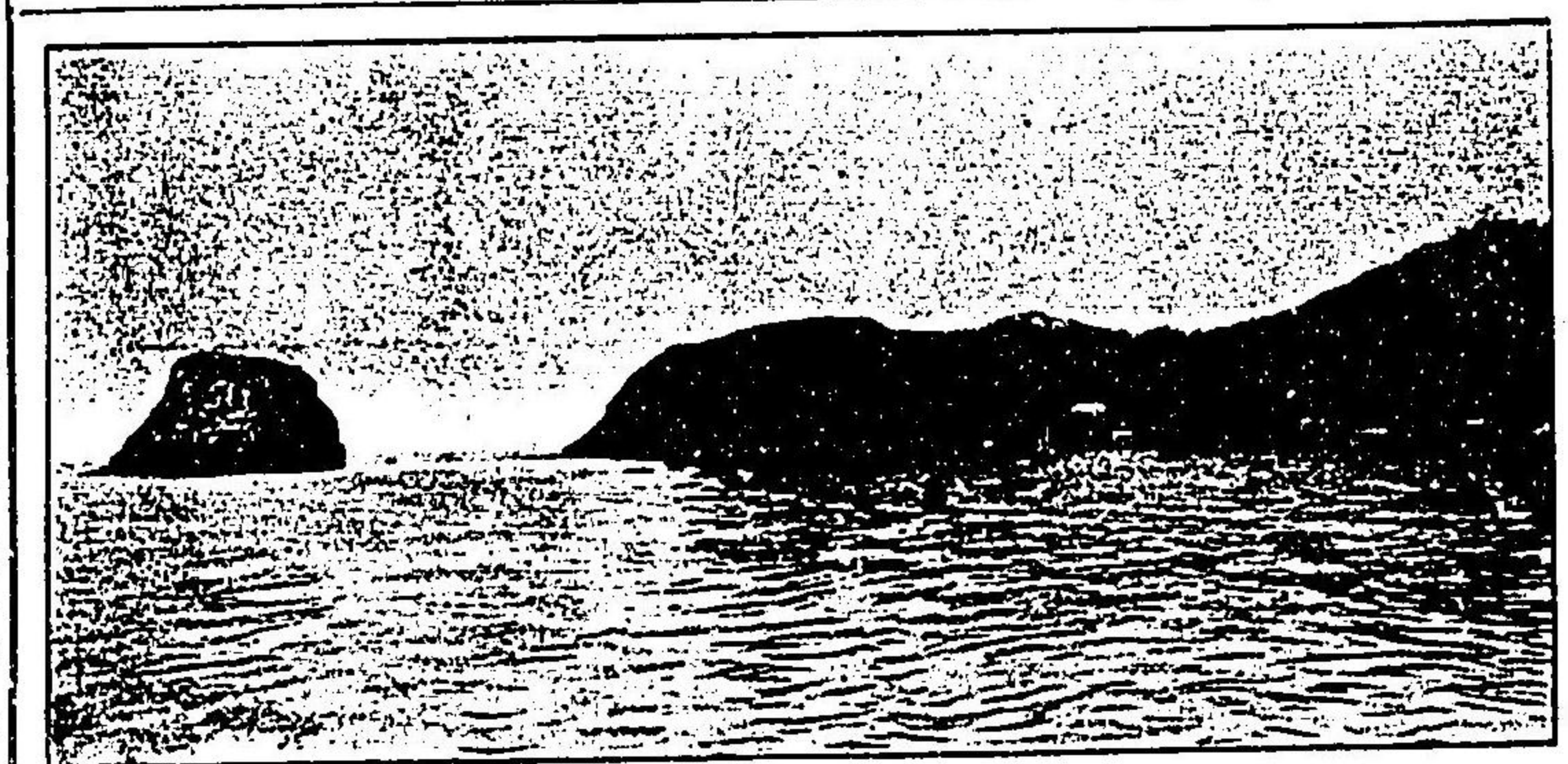


一其國島馬海

(ト、島なる名の因て起りし所以にして後世誤りて海馬島と呼ぶに至りしなりと。海驢は、アイヌ族の必須獸類にして彼等は之を捕獲し其の肉を食ひ其の脂肪を飲み其皮を繩に代用す。本島には海鳥亦甚だ多く、エトピリカ及び數多の鴨類、春夏の候群がり來るを以て、島人陷罪を設けて之を捕ふ明治四十年の捕獲高五十萬羽に達せりと云ふ支廳出張所あり。

### 第四編 附錄條約及境界劃定

#### 第一章 樺太千島交換條約



二其國島馬海

大日本國皇帝陛下ト  
全露西亞皇帝陛下ハ今般樺太島即薩哈連島是迄兩國雜領ノ地タルニ由テ屬次其間に起レル紛議ノ根ヲ斷チ現今全國ニ存スル交誼ヲ堅牢ナラシメンカ爲メ大日本國皇帝陛下ハ樺太上ニ存スル領地ノ權理ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ハント欲ス。  
大日本國皇帝ハ海軍中將兼魯京特命全權公使從四位板本武揚ニ其全權ヲ任ジ全魯西亞國皇帝陛下ハ大政大臣勳章略ス公爵アレキサンドル、コルチャコフニ其全權ヲ任ゼリ  
右各全權ノ者左條款ヲ協議シテ相區ス

#### 第一款

大日本國皇帝陛下ハ其後胤ニ至ル迄現今樺太島ノ一部ヲ所領スルノ權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ全魯西亞國皇帝陛下ニ讓リ而今以後樺太島ハ悉ク魯西亞帝國ニ屬シラペル。イザ海峽ヲ以テ兩國ノ境界トス。

第二款

全魯西亞國皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島ノ權利ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領くりる群島即チ第一しむし島 第二 あらいと島 第三はらむしり島 第四まかんるし島 第五をんねこたん島 第六はりむこたむ島 第七こんかるま島 第八しやすこたん島 第九むしる島 第十らいこけ島 第十一まつあ島 第十二らすつあ 第十三すれどねわ及らししか島 第十四けとい島 第十五しむしる島 第十六ごふとん島 第十七ちえるぼい並にぶらつと ちえるぼるへふ島共計十八島の權利及君主ニ屬スル一切ノ權利ヲ大日本國皇帝ニ讓リテ而今後くりる島ハ日本帝國ニ屬シ東察加地方らばつか岬トしゆむしゆ島ノ間ナル海峽ヲ以テ兩國ノ境界トス。

第三款

前條所載ノ各地並ニ其產地ハ此條約批准取爲換ノ日ヨリシテ直ニ全ク所領主ニ屬スル者トス但其各地受取渡ノ式ハ批准後双方ヨリ官員一名又ハ數名ヲ撰テ受取掛トシ實地立會ノ上執行ス可シ。

第四款

前條所記交換ノ地ニハ其地ニ在ル公園ノ土人ノ下手セサル地所一切公共ノ造築壘壁屯所及ビ人民ノ私有ニ屬セザル此ノ種ノ建物等ヲ所領スルノ權利モ兼存ス現下各政府ニ屬スル一切ノ建物及動産ハ第三款ニ載スル双方ノ受取掛取調ノ上其代價ヲ按查シ其金額ハ其地ヲ新ニ領スル政府ヨリ出ス者ナリ。

第五款

交換セシ各地ニ住ム各民日本人及魯人ハ各政府ニ於テ左ノ條件ヲ保證ス各民並共ニ其本國籍ヲ保存スルヲ得ルコト其本國ニ歸ラント欲スル者ハ常ニ其意ニ任セテ歸ルヲ得ルコト或ハ其交換ノ地ニ留ルヲ願フ者ハ其生

計ヲ充分ニ營ムヲ得ルノ權理及其所有物ノ權理及隨意信教ノ權理ヲ悉ク保存スルヲ得ル全ク其新領主ノ屬民日本人及魯人ト差異ナキ保護ヲ受ル事雖然其各民ハ並共ニ其保護ヲ受ル政府ノ支配下ニ屬スル事。

第六款

樺太島ヲ讓ラレシ利益ニ酬ユルタメ全魯西亞國皇帝陛下ハ次ノ條款ヲ准許ス。

第一。日本船ノこるさこふ港即くしゆんこたんニ來ル者ノ爲メニ此條約批准爲取換ノ日ヨリ十ケ年間港稅モ免スルコト此年限滿期ノ後ハ猶之ヲ延ハスモ又ハ稅ヲ收メシムルモ全魯西亞國皇帝陛下ノ意ニ任ス全魯西亞國皇帝陛下ハ日本政府ヨリこるさこふ港へ其領事館又領事兼任ノ吏員ヲオクノ權理ヲ認可ス。

第二。日本船及商人通商航海ノタメをほつく海諸港及東察加ノ海港ニ來リ又ハ其海及海岸ニ沿テ漁業ヲ營ム等渾テ魯西亞最懇親ノ國民同様ナル權理及特典ヲ得ル事

第七款

海軍中將榎本武揚委任狀到來セスト雖モ電信ヲ以テ其送致スル旨ヲ確定セラル、ニ依リ其到ルヲ待タスシテ此條約ニ記名シ其到ルヲ待テ各全權委任狀ヲ相示スノ式ヲ行ヒ別ニ其事ヲ記シテ以テ左券トス可シ。

第八款

此條約ハ大日本國皇帝陛下並ニ全魯西亞國皇帝陛下並ニ互ニ相許可シ而シテ批准ス可シ但各皇帝陛下ノ准批爲取換ハ各全權記名ノ日ヨリ六ケ月間ニ東京ニ於テ行フ可シ。  
此條約ニ權力ヲ附スルタメ各全權各其姓名ヲ記シ並ニ其印ヲ欽スル者ナリ

明治八年五月七日

聖比特堡ニ於テ

榎本 武揚 印

魯曆千八百七十五年

四月二十五日  
五月十七日

ゴルチャコフ 印

條約ニ屬スル公文

日本國皇帝陛下ノ政府ト魯西亞國皇帝陛下ノ政府ハ本日兩帝國間ニ結ヒ

タル條約第四款ニ載セタル件ヲ完成センタメ下名ノ者協議ノ上左ノ條款ヲ定ム。

第一款

魯西亞國政府ハ本條約ノ旨ニ基キ日本政府ノ建物及動産ヲ引受ヘキヲ以テ其代價ヲ日本政府ニ拂フコトヲ承諾シ日本政府ヨリ報知セラレシ金額即棟數一百九十四軒代價七萬四千〇六拾參圓日本ドルラ(ル)及動産ノ代價一萬九千八百拾四圓ヲ以テ其物價檢査ノ基本トナス。

第二款

本日取結ビノ條約第三款ニ掲クル各地受取掛双方役人ハ各地ニ在ル建物及動産ノ兩政府ニ歸ス可キモノヲ檢査シテ其代價ヲ決定スベシ右双方役人ヨリ各地並ニ靜動二産受取濟及其決定セシ代價ノ届書落書ノ後魯西亞政府附ノ物品代價差引剩餘金額ハ各地並ニ靜動二産公然受取濟ヨリ六ヶ月内ニ比特堡府ニ於テ日本公使又ハ日本國皇帝陛下ヨリ別段ニ其命ヲ奉シタル役人ニ渡ス可シ。

第三款

日本結約ノ第五款中ニ陳スル交換セル各地ニ留ル各民ノ權利及地位並ニ各地ニ住ム土人ノ義ニ付テハ東京ニ於テ日本政府魯西亞辦理公使ト尙之ニ附録ス可キ條款ヲ取極ム可シ其爲メ入用ナル全權ヲ魯公使ニ附スル者ナリ。

第四款

前條ニ載セタル議定セシ件ハ同日記名セシ本條約ノ列ニ加ヘタルモ同ジ權力アル者ナリ。

右ヲ確定スルタメ下名ノ者此公文ヲ作り以テ各印ヲ調スル者ナリ

明治八年五月七日

於聖比特堡

榎本武揚印

一千八百七十五年四月二十五日

ゴルチャコフ印

樺太千島交換條約附録

明治八年五月七日即チ千八百七十五年四月二十五日魯國聖比特堡調印濟ノ公文第三款ニ基キ及同日調印ノ條約第五款ノ旨趣ヲ完全ナラシメ且施

行センガタメ双方讓與濟ノ領地ニ在住セル各政府臣民ノ權利及其身分且  
兩地方土人ノコトニツキ日本皇帝陛下及全魯西亞皇帝陛下ハ爲メニ各全  
權委員ヲ命ジダリ即チ日本皇帝陛下ハ其外務卿寺島宗則ヲ之ニ任ジ又全  
魯西亞皇帝陛下ハ侍從兼國議院議員日本在留辦理公使しやるすつるうこ  
んヲ以テ此任ニ宛テ双方委員ノ書ヲ照應シ狀實良好ニシテ其至當タルヲ  
見テ左ノ條款ヲ合議決定スル者ナリ。

第一條

交換濟ノ各地ニ往ム日本及魯西亞ノ臣民現ニ其所有セル地ニ在住セント  
願フモノハ自個ノ職業ヲ十分營ムヲ得且其保護ヲ得ベシ又現在所有地界  
限中ニテ漁獵及鳥獸獵ヲナスノ權ヲ有シ且其生涯中自己職業上ニ關スル  
諸稅ヲ免ルベシ

第二條

樺太さかりん島及くりる島ニ在住セント決スヘキ各臣民ハ所有ノ權利ヲ  
有スヘシ又現今所持ノ不動産ヨリ收入スル物件及所有ノ權利ヲ證明セル

證書ヲ渡シオク可シ。

第三條

樺太さかりん島及くりる島ニ在ル各臣民ハ自個ノ宗旨ヲ尊崇スルコト全  
ク自由タルベシ又禮邦堂寺堂及墓所ハ毀害ス可ラズ。

第四條

樺太さかりん島及くりる島ニ在ル土人ハ現ニ住スル所ノ地ニ永住シ且其  
儘現領主ノ臣民タルノ權ナシ故ニ若シ其自個ノ政府ノ臣民タランコトヲ  
欲スレハ其居住ノ地ヲ去リ其領主ニ屬スル土地ニ赴ク可シ又其儘在來ノ  
地ニ永住ヲ願ハ、其籍ヲ改ム可シ各政府ハ土人去就決心ノタメ此條約附  
録ヲ右土人ニ達スル日ヨリ三ケ年ノ猶豫ヲ與ヘオク可シ此三ケ年中ハ是  
迄ノ通り樺太島及クリル島ニテ得タル特許及業務ヲ變セスシテ漁獵鳥獸  
獵其他百般ノ職業ヲ營ムコト妨ケナシト雖モ總テ地方ノ規則又法令ヲ遵  
守スヘシ前ニ述ブル三ケ年ノ期限過キテ猶双方交換濟ノ地ニ居住センコ  
トヲ欲スル土人ハ總テ其地新領主ノ臣民トナル可シ。



第五條

樺太島及くりる島ノ土人ハ各自ノ宗旨ヲ遵奉スルコト全ク自由タル可シ又寺堂及墓所ハ毀害ス可ラズ。

第六條

此條約附録ノ右五ヶ條ニ載セタル議定ノ件々ハ明治八年五月七日聖比特堡ニ於テ調印簿ノ條約ニ加ヘタルモ同シ權力アルモノナリ。右ヲ確定スルタメ各全權委員此條約附録ヲ作り二通ト爲シ以テ各其印ヲ調スルモノナリ。

明治八年八月二十二日 東京ニ於テ 日本外務卿 寺島宗則印  
千八百七十五年八月十日 魯西亞辨理公使 ぜ、すつるうこん印

第二章 日露平和條約

日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ハ兩國及其ノ人民ニ平和ノ幸福ヲ回復セムコトヲ欲シ講和條約ヲ締結スルコトニ決定シ之ガ爲ニ日本國皇

帝陛下ハ外務大臣從三位勳一等男爵小村壽太郎閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權公使從三位勳一等高平小五郎閣下ヲ全露西亞國皇帝陛下ハ「ブレシデント、オヴ、ゼ、コムミッチー、オヴ、ミニスター、オヴ、ゼ、エムバイア、オヴ、ロシア」セクレタリー、オヴ、ステート「セルジ、ウヰッテ」閣下及亞米利加合衆國駐劄特命全權大使「マスタ、オヴ、ゼ、イムビリアル、コールト、オヴ、ロシア」男爵「ローマン、ローゼン」閣下ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ因テ各全權委員ハ互ニ其委任狀ヲ示シ其ノ良好妥當ナルヲ認メ以テ左ノ諸條款ヲ協議決定セリ。

日露講和條約

第一條

日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國竝兩國臣民ノ間ニ將來平和及親睦アルベシ。

第二條

露西亞帝國政府ハ日本國ガ韓國ニ於テ政事上軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ 日本帝國政府ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指

導及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ阻礙シ又ハ之ニ干涉セザルコトヲ約ス。  
韓國ニ於ケル露西亞國臣民ハ、他ノ外國ノ臣民又ハ人民ト全然同様ニ待遇  
セラルベク之ヲ換言スレバ最惠國ノ臣民又ハ人民ト同一ノ地位ニ置カ  
ルベキモノト知ルベシ。

兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケンガ爲露韓間ノ國境ニ於テ露西亞國又  
ハ韓國ノ領土ノ安全ヲ侵迫スルコトアルベキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラザ  
ルコトニ同意ス

第三條

日本國及露西亞國ハ、互ニ左ノ事ヲ約ス。

- 一、本條約ニ附屬スル追加約款第一ノ規定ニ從ヒ遼東半島租借權ガ其  
ノ効力ヲ及ボス地域以外ノ滿洲ヨリ全然且同時ニ撤兵スルコト。
- 一、前記地域ヲ除ク外現ニ日本國又ハ露西亞國ノ軍隊ニ於テ占領シ又  
ハ其ノ監理ノ下ニ在ル滿洲全部ヲ舉ゲテ全然清國專屬ノ行政ニ還  
附スルコト。

露西亞帝國政府ハ清國ノ主權ヲ侵害シ又ハ機會均等主義ト相容レザル何  
等ノ領土利益又ハ優先的若ハ專屬的讓與ヲ滿洲ニ於テ有セザルコトヲ聲  
明ス。

第四條

日本國及露西亞國ハ清國ガ滿洲ノ南工業ヲ發達セシメンガ爲列國ニ共通  
スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻礙セザルコトヲ互ニ約ス。

第五條

露西亞帝國政府ハ清國政府ノ承認ヲ以テ旅順口、大連並其ノ附近ノ領土及  
領水ノ租借權及該租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利、特  
權及讓與ヲ日本政府ニ移轉讓渡ス露西亞國政府ハ又前記租借權ガ其効力  
ヲ及ボス地域ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ日本帝國政府ニ移轉讓  
渡ス。

兩締盟國ハ、前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ベキコトヲ互ニ約ス  
日本帝國政府ニ於テハ、前記地域ニ於ケル露西亞國臣民ノ財産權ガ完全ニ

尊重セラルベキコトヲ約ス。

第六條

露西亞帝國政府ハ長春(寬城子)旅順口間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並同地方ニ於テ之ニ附屬スル一切ノ權利特權及財產同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラル、一切ノ炭坑ヲ補償ヲ受クルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ日本帝國政府ニ移轉讓渡スベキコトヲ約ス。兩締約國ハ前記規定ニ係ル清國政府ノ承諾ヲ得ベキコトヲ互ニ約ス。

第七條

日本國又露西亞國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道ヲ全ク商工業ノ目的ニ限り經營シ決シテ軍略ノ目的ヲ以テ之ヲ經營セザルコトヲ約ス。該制限ハ遼東半島租借權ガ其効力ヲ及ボス區域ニ於ケル鐵道ニ適用セザルモノト知ルベシ。

第八條

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ交通及運輸ヲ増進シ且之ヲ便易ナラ

シムルノ目的ヲ以テ滿洲ニ於ケル其ノ接續鐵道業務ヲ規定セムガ爲成ルベク速ニ別約ヲ締結スベシ。

第九條

露西亞帝國政府ハ薩哈噠島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ケル一切ノ公共造營物及財產ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム該地域ノ正確ナル境界線ハ本條約ニ附屬スル追加約款第二ノ規定ニ從ヒ之ヲ決定スベシ。日本國及露西亞國ハ薩哈噠島南部又ハ其ノ附近ノ島嶼ニ於ケル各自ノ領地内ニ堡壘其ノ他之ニ類スル軍事上工作物ヲ築造セザルコトニ互ニ同意ス又兩國ハ各宗谷海峽及韃靼海峽ノ自由航海ヲ妨礙スルコトアルベキ何等ノ軍事上措置ヲ執ラザルコトヲ約ス。

第十條

日本國ニ讓與セラレタル地域ノ住民タル露西亞國臣民ニ就テハ其不動産ヲ賣却シテ本國ニ退却スルノ自由ヲ留保ス但シ該露西亞國臣民ニ於テ讓

與地域ニ在留セムト欲スルトキハ日本國ノ法律及管轄權ニ服從スルコトヲ條件トシテ完全ニ其ノ職業ニ從事シ且財産權ヲ行使スルニ於テ支持保護セラルベシ日本國政事上又ハ行政上ノ權能ヲ失ヒタル住民ニ對シ前記地域ニ於ケル居住權ヲ撤回シ又ハ之ヲ該地域ヨリ放逐スベキ充分ノ自由ヲ有ス但シ日本國ハ前記住民ノ財産權ガ完全ニ尊重サルベキコトヲ約ス。

第十一條

露西亞國ハ日本海、オコック海及ベリリング海ニ瀕スル露西亞國領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國民ニ許與センガ爲日本國ト協定ヲナスベキコトヲ約ス。

前項ノ約束ハ前記方面ニ於テ既ニ露西亞國又ハ外國ノ臣民ニ屬スル所ノ權利ニ影響ヲ及ボサルコトニ雙方同意ス。

第十二條

日露通商航海條約ハ戰爭ノ爲廢止セラレタルヲ以テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ現下ノ戰爭以前ニ効力ヲ有シタル條約ヲ基礎トシテ新ニ通

商航海條約ヲ締結スルニ至ルマデノ間兩國通商關係ノ基礎トシテ相互ニ最惠國ノ地位ニ於ケル待遇ヲ與フルノ方法ヲ採用スベキコトヲ約ス而シテ輸入税及輸出税稅關手續通過税及噸稅竝一方ノ代辦者臣民船舶ニ對スル他ノ一方ノ領土ニ於ケル入國ノ許可及待遇ハ何レモ前記ノ方法ニ依ル。

第十三條

本條約實施ノ後成ル可ク速ニ一切ノ俘虜ハ互ニ之ヲ還附スベシ日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ各俘虜ヲ引受クベキ一名ノ特別委員ヲ任命スベシ一方ノ政府ノ收容ニ係ル一切ノ俘虜ハ他ノ一方ノ政府ノ特別委員又ハ正當ニ其委任ヲ受ケタル代表者ニ引渡シ同委員又ハ其代表者ニ於テ之ヲ受領スヘク而シテ其引渡及受領ハ引渡國ヨリ豫メ受領國ノ特別委員ニ通知スベキ便宜ノ人員及引渡國ニ於ケル便宜ノ出入地ニ於テ之ヲ行フベシ。日本國政府及露西亞帝國政府ハ俘虜引渡完了ノ後成ルベク速ニ俘虜捕獲又ハ投降ノ日ヨリ死亡又、引渡ノ時ニ至ルマデ之ガ保護給養ノ爲ニ各負擔シタル直接費用ノ計算書ヲ互ニ提出スベシ同計算書交換ノ後露西亞國ハ

成ルベク速ニ日本國ガ前記ノ用途ニ支出シタル實際ノ金額ト露西亞國ガ同様に支出シタル實際ノ金額トノ差額ヲ日本國ニ拂戻スベキコトヲ約ス

第十四條

本條約ハ日本國皇帝陛下及全露西亞國皇帝陛下ニ於テ批准セラレベシ該批准ハ成ル可ク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ本條約調印ノ日ヨリ五十日以内ニ東京駐劄佛蘭西國公使及聖彼得堡駐劄亞米利加合衆國大使ヲ經テ日本帝國政府及露西亞帝國政府ニ各之ヲ通告スベシ而シテ其ノ終ノ通告ノ日ヨリ本條約ハ全部ヲ通ジテ完全ノ効力ヲ生ズベシ正式ノ批准交換ハ成ル可ク華盛頓ニ於テ之ヲ行フ可シ

第十五條

本條約ハ英吉利文及佛蘭西文ヲ以テ各二通ヲ作り之ニ調印スベシ其各本文ハ全然符合スト雖モ其ノ解釋ニ差異アル場合ニハ佛蘭西文ニ據ルベシ右證據トシテ兩帝國政府ハ茲ニ本講和條約ニ記名調印スルモノナリ  
明治三十八年九月五日即一千九百零五年八月二十三日(九月五日)「ポーツマス」

(ニューハンプシャー州ニ於テ之ヲ作ル)

小村 壽太郎(記名印)

高平 小五郎(記名印)

セルジ、ウヰツテ(記名印)

ロ、イ、ゼ、ン(記名印)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル日本國皇帝(御名)此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕明治三十八年九月五日亞米利加合衆國「ポーツマス」(ニューハンプシャー州)ニ於テ帝國全權委員及露國全權委員ノ記名調印シタル講和條約ノ各條目ヲ親シク閱覽點檢シタルニ善ク朕ノ意ニ適シ間然スル處ナキヲ以テ右條約ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀二千五百六十五年明治三十八年十月十四日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ欽セシム

御 名 國 璽

外務大臣 伯爵 桂 太郎

本日附日本國及露西亞國間講和條約第三條及第九條ノ規定ニ從ヒ下名ノ全權委員ハ左ノ追加約款ヲ締結セリ。

第一 第三條ニ付。

日本帝國政府及露西亞帝國政府ハ同時ニ且講和條約ノ實施後直ニ滿洲ノ地域ヨリ各其ノ軍隊ノ撤退ヲ開始スベキコトヲ互ニ約ス而シテ講和條約實施ノ日ヨリ十八個月ノ期間内ニ兩國ノ軍隊ハ遼東半島租借地以外ノ滿洲ヨリ全然撤退スヘシ。

前面陣地ヲ占領スル兩國軍隊ハ最先ニ撤退スベシ。

兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムガ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ留保ス該守備兵ノ數ハ一キロメートル毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ズ而シテ日本國及露西亞國軍司令官ハ前記最大數以內ニ於テ實際ノ必要ヲ顧ミ之ニ使用セラルベキ守備兵ノ數ヲ雙方ノ合意ヲ以テ成ルベク少數ニ限定スベシ。

滿洲ニ於ケル日本國及露西亞國軍司令官ハ前記ノ原則ニ從ヒ撤兵ノ細目ヲ協定シ成ルベク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ十八箇月ヲ超ヘザル期間内ニ撤兵ヲ實行セムガ爲雙方ノ合意ヲ以テ必要ナル措置ヲ執ルベシ。

第二 第九條ニ付。

兩締盟國ニ於テ各任命スベキ同數ノ人員ヨリ成ル境界劃定委員ハ本條約實施後成ルベク速ニ薩哈噠島ニ於ケル日本國及露西亞國領地間ノ正確ナル境界ヲ永久ノ方法ヲ以テ實地ニ就キ劃定スベシ該委員ハ地形ノ許ス限リ北緯五十度ヲ以テ境界線トナスコトヲ要ス若シ何レカノ地點ニ於テ同緯度ヨリ偏倚スルノ必要ヲ認ムルトキハ他ノ地點ニ於ケル對當ノ偏倚ニ依リテ之ヲ填補スベシ 該委員ハ讓與中ニ包含セラル、附近島嶼ノ表及明細書ヲ調製スルノ任ニ當リ且讓與地域ノ境界ヲ示ス地圖ヲ調製シ之ニ署名スベシ該委員ノ事業ハ兩締盟國ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

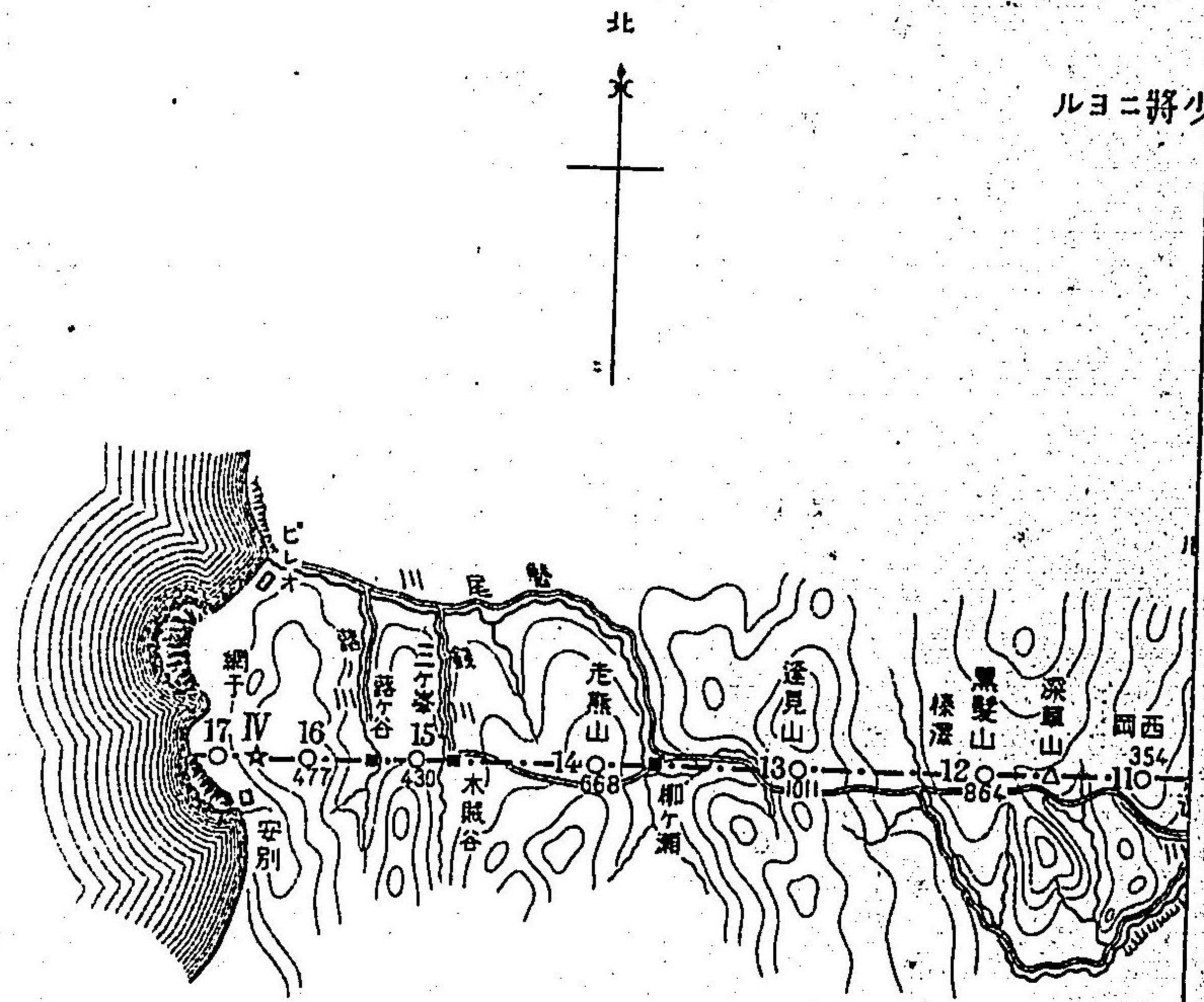
前記追加約款ハ其ノ附屬スル講和條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノ

ト看做サルベシ  
 明治三十八年九月五日即一千九百五年八月二十三日(九月五日)ポーツマス  
 ニ於テ

小村 壽太郎(記名)  
 高平 小五郎(記名)  
 セルジ、ウヰツテ(記名)  
 ロ、イ、ゼ、ン(記名)

### 第三章 樺太境界劃定

左の一篇は明治四十一年五月東京地學協會に於て境界劃定委員長陸軍少將大島健一氏の講演せられたる講話の主要なり同事業を知るに最も適當なるものと信じこゝに掲ぐることにせり。  
 私は樺太の境界劃定に就てお話いたします、此仕事は明治四十年に了りまして、明治四十一年五月上旬劃定に關する圖や書類等も交換をすましました



版一十第

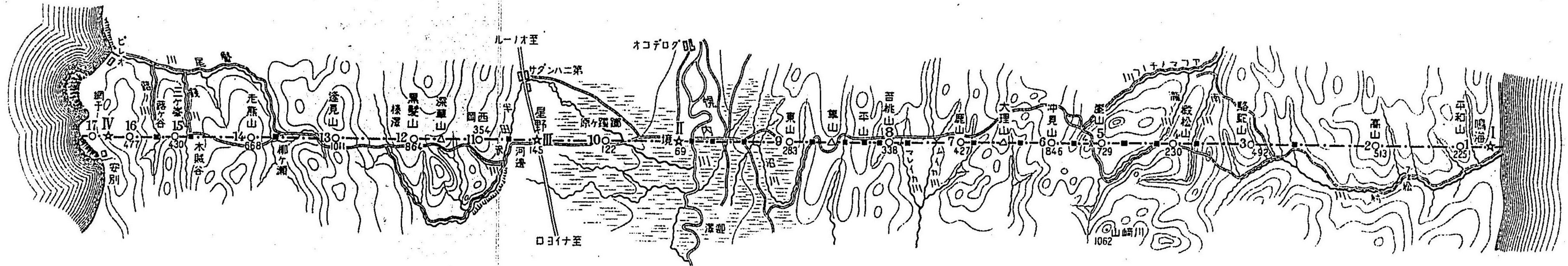
# 線境國

一之分万十四尺縮

ルヨニ將少嶋大

凡例

- ☆ 天測點
- 中間境界點
- 水標點
- ≡ ツンドラ





境界劃定の  
手及方針

仕事は當に終結して居ります、併しポーツマスの條約に依りますと、此劃定の際之に關して作られた所の圖書は多分我政府の承認を受くることでありませう、どう云ふ形で承認されるか知れませぬが、最早此境界なるものは圖の中心に亘つて引いた線の如く、他の一方のものや或一點を定めて引いた線の如く、最早他に引くべき線は今日の學説ではありませぬから多分承認されることと思ひます、さう云ふ次第ですから、此處で御話することに付て此事業を管理された内閣の一員たる陸軍大臣に伺ひました所、特別の會でもあるから話しても宜からうと云ふこととて今日は罷出ることになりました。

此仕事に著手しましたのは、一昨年即ち明治三十九年でありませぬ、私が此劃定委員長の命を受けましたる節、即ち、一昨年の春に於て我々の知つて居たる地圖は八十萬分の一の地圖で、それは露西亞の圖を獲て、日本のに直したものでございませぬ、其他何程かの河筋は露國には分つたものがありませぬが、此北緯五十度線に當る土地の附近の地形を知り得る圖は他にはありませぬ、此島を占領しました節は今日此處に圖其他を持つて參つて居ります中島測量手



五 十 度 線 の 林 空

が明治三十八年の戦争當時に此五十度を少しく越した點まで中央部の測量を致しましたのみでありませぬ。それで自分は任命を受けましたも、土地の状態が分りませぬので如何なる方法を以て如何なる程度でやつたら宜からうと云ふことを定めるのに材料が乏しくて餘程困りました。併しポーツマスの條約に依ると境界は五十度の線に準じて劃定せよ、已むを得ぬ場合はどちらかに偏倚しても宜しい、併ながら其偏倚は他の部分に於て補ひ他の方面に偏倚して地積の變らぬやう

劃定事業の先

に、面積の變らぬやうにと云ふことの注文がしてありました、そこであの附近の地勢を見まするに、八十萬分の圖によりますると、そこで境界にすべき大なる自然の地形を得ることが出来ませぬ、無論この邊は人も住んで居らずする所から、鑛山であるとか一個人の持つて居るものが、兩方に分れることは無く、又港灣の如きものあつて其港灣の真中が境界に當つて居る様なものも無い、そうすると、殆ど偏倚する必要はないから、大略一直線に境界を造ることが宜からうと考へまして、それを大體のやり方としました。尤も劃定する程度はどの位で細かく之をやるか、彼の亞弗利加地方にも前世紀以來段々歐洲強國と分割して取りまして、是等の境界も英米佛獨伊等に於て互にやつたものが澤山ございませぬ、併し境界の劃定法を書いた書物はありませぬ。御承知の通り境界條約と云ふものは澤山出来て居ります、それ等に依て見ると若干は劃定して、未だ細かい劃定がしてない。即ち境界劃定の仕方に精粗の差別がある、さうして開化の程度に依つて、人文の發達とか、拓殖の程度に依つて必要の起つた時に多少標識を建てるとか、目標を立てるとかやつて居るらし

う考くられる。

此樺太の白露の境の附近は、古來曾て人跡の至つたことも無し、斧斤の入つたこともなき大山林で、道路も無く住民も無く、而も今後澤山の人が交通することは近き將來にはあるまいと云ふ考へを定めて、私は實に兩海岸に一つ、天測を行ひ、この中央に南北に縦貫した道路が通つて居て、平原があります。山の所は省いて、それから將來「拓殖」の進むに従つてやつたら宜からう、其基礎を造つて置けば、後來簡單に出来るからと云ふ考を以て、それに關する劃定の要領を定めて向ふに出掛けました。尤もそう云ふ考は、今回の仕事は兩國協同しての仕事でありまして、露西亞の者が矢張りそれに同意せんければならぬから、唯こちらの腹案同様にしてさう云ふものを持つて行つて、一昨年向ふの委員と會見しました、然るに向ふの委員はポーツマスで議定した様に全線を通じてやらうてはないかと云ふので、段々話を聞いて見ますと、向ふの委員は委員長以下屢々境界劃定の事業に従事して經驗ある人が參つて居ります、殊に私よりは四五ヶ月前、即ち戦争が終ると同時に行つて越年して、多少山河

の形勢も分つて居ると云ふことで、多分やれるから全線通じてやらうと云ふ意見でございました、それとこちらの提案通りの方法を以て、山の間をも繋げる方法でやることに極めました。さうして明治三十九、四十の二ヶ年間に實際働きましたのが七ヶ月と十幾日と云ふ日でありました。此地方は五月の中旬頃から六月の初めに掛けて雪が融けず、其雪融けの爲に河川は漲り、丘陵は落ちると云ふ様なことで、餘程交通が難儀であります、況や其初めに當つてはまだ雪があつて、それが寒國に能くあります様に雪が積つて氷になつて居る、それ等が道を塞いで居り、山間豁谷にも深く雪が積んで居ると云ふ都合で、五月中は手が著けられませぬ、六月上旬からして著手しましたが、明治三十九年は初めてのことでありますから、念を入れて七月から著手する積りでこちらを出て行きました、七月から七八九の三ヶ月やりました。明治四十年は情況が分りましたから、五月から出て仕事を始めて五六七八の四ヶ月働きました。此の地形を見て居つたのは、私よりも向ふの委員の方が先でもあり能く見て居る、且つ數多の實見を有つて居る者で、此くらゐは難儀でも行けると

云ふ見通しを早く付けて居りました併し劃定方法は幸ひ日本に於て研究して行つた方法に依つて、總て實行することが出来ました。

私共は一體商賣がサーベルを振廻す方でありませぬ、斯の如き天文とか地理とか學術に關したことは、一向深ひ素養を以て居りませぬ、明治二十六年でありましたか二十九年でありましたか、歐羅巴から戻る時分に今の長岡理學博士と一緒に、船の中で種々數學などの話が出たり、或は天文研究の話などが出たので、偶然のことから地軸の運動と云ふことを私が始めて知つたのであります、軍人でないと御耻しい話であります、それまでは地軸は動かぬもの、静止して居るものと私は思つて居つた、諸君も御承知でございませうが、此通り段々暖かになり、雪が少くなるが、宋の邵康節が杜鵑の聲を聞いて、地氣が南するとか北するとか云つて難じたことと云ふことを、私共子供の時分に讀んだことがあるが、さう云ふことからして何か地球に變化を生じて居りはせぬかと云ふ様な話をしたら、地軸が動くことと云ふ話になつて、それで初めて聞いた。そこで地軸が動くことは緯度を定めるに基礎が動いて來ると云ふ

## 地軸の變化

話でありましたから愈よ境界劃定をやるに就ては先づ地軸の動くことを能く研究して行かなければならぬ、殊に向ふはアフマテチフと云ふ有名な天文家が委員になつて居る、こちらにも誰か有名な人の意見を聞き、有名な人に一緒に持つて貰ひたいと思つて、私は大學に行つて、長岡博士などの癡の話の地軸、地表面の運動等に就て能く研究した人を連れて行きたい、尙ほ此劃定に就て意見を聞きたいから、中村精男、平山清二、長岡其他天文の事に關係して居る人に一室に寄つて貰つて、此劃定に關する方法に對して意見を求めました、所が別に意見は無いと云ふこととありました、そこで段々地軸の運動と地表面の始終動いて居ることとに就て話を聞きました、それから誰が宜からうと云ふことになつて、遂に寺尾天文臺長の推選で天文臺に居り且つ帝國大學の助教である理學士平山清次と云ふ人が地軸の運動、地表面の事、經緯度の事に就ては始終専門に研究して居つて、其點に於て是は日本のオーソリティーであるから之を連れて行けば宜からうと云ふこととあつた、それで平山理學士が私の方の委員になることになりました、天文の事は一に同氏に任せてやらせま

境界劃定の参考

した。

それから此劃定の方法を定めますに付ても、前申上げた通り、今まで種々やつたに關らず、細かい劃定を實行した書類が無い、幸ひ我が陸地測量部即ち今此處に居られる大久保少將の所に、亞米利加の加拿陀と合衆國の境界を定めた書類がありました、それは非常な大部のものでございまして、委員の報告からアストロノミーの細かいことまで書き、且つ境界劃定の經驗などを書いてあつて、非常に好い参考書でありますから、俄にそれを反覆熟讀して、漸く劃定方法は自分の定めた仕方て宜からうと云ふ安心を得て出掛けることになりました。

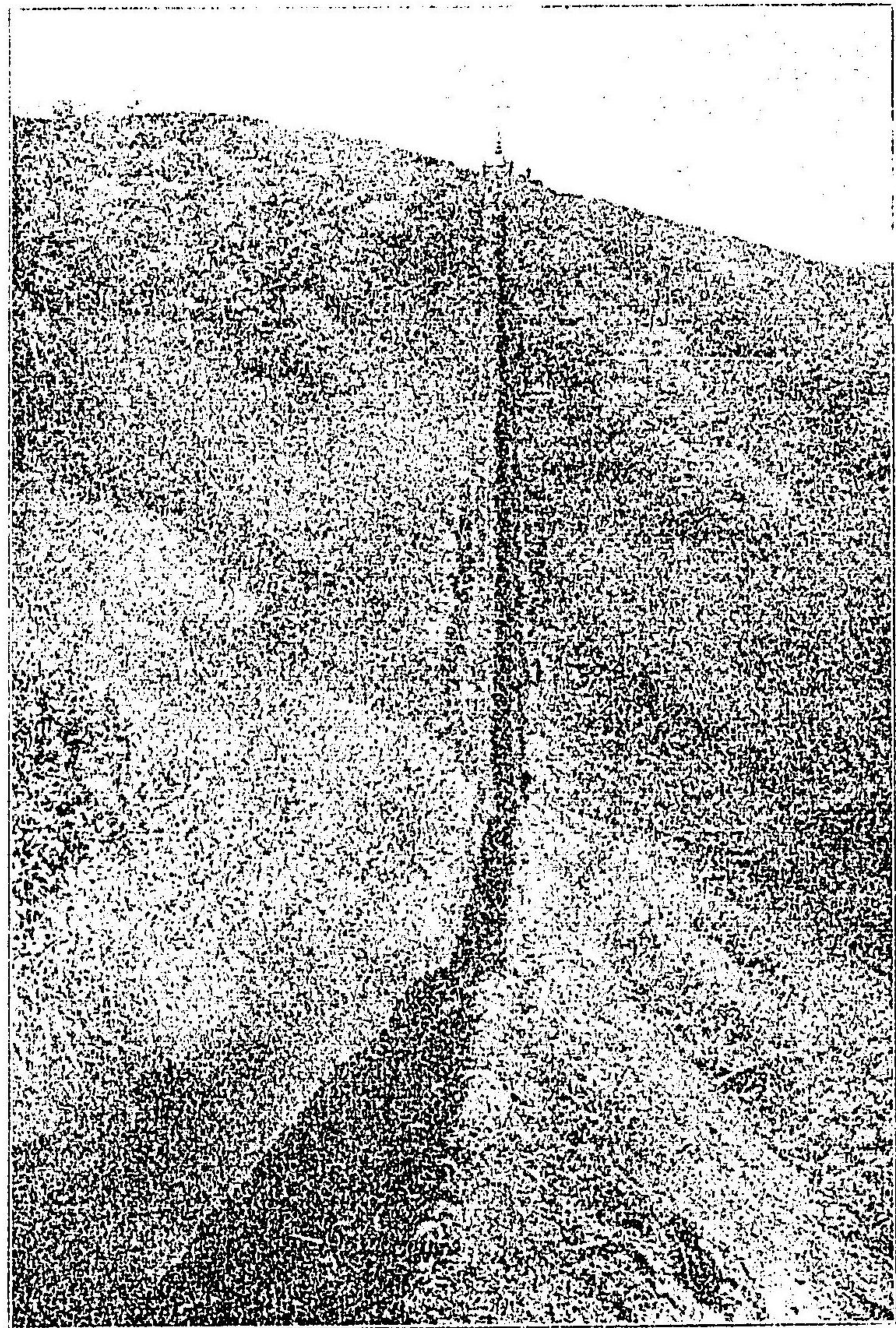
それで之を順次に御話すると大變込入りますから、話の順を變へまして大要を述べたいと思ひます、それには先づ境界が出来た其出来た境界はどんなものであると云ふとやうに逆に御話した方が簡單で分り易いと思ひますからさう致します。

樺太の東海岸から西海岸に至る五十度線の幅は一百三十一キロ餘日本の

五十度の地形

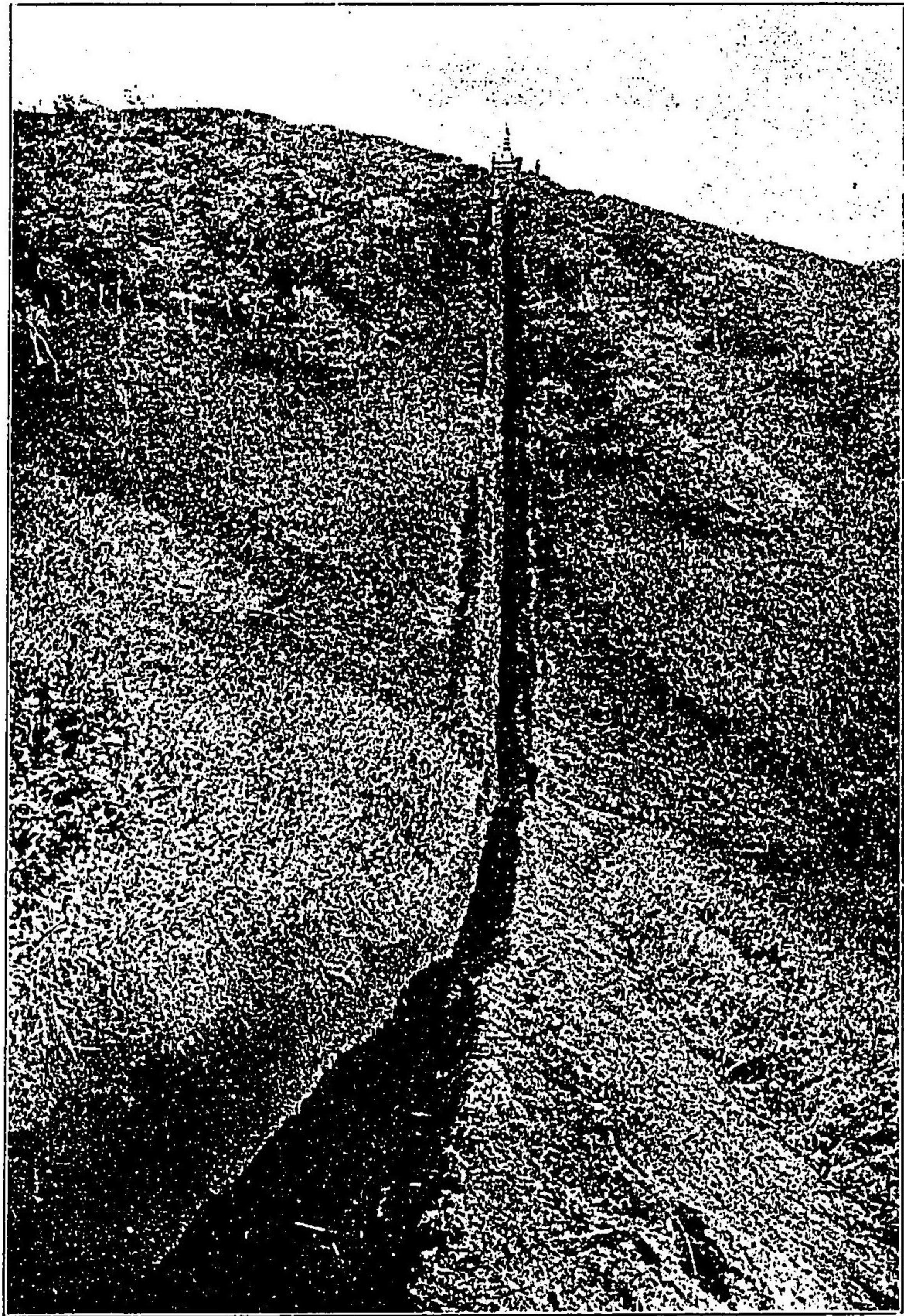
三十三里餘あります、中央は平原で幌内川が通り又其の西に舊街道が通つて居ります、今は非常に破損して通行に堪えませぬ。この道の附近と幌内河畔に各一つと西海岸の附近に一つと東海岸に一つと天文測量を行つて天測點を定めて、之を堺界の基礎と致して、それから其間は測地學の方法でこの點から起つてこちらを測り、この點から起つてこちらを測り、この點から起つて向ふを測ると云ふことに定めたものであります、此天文でやりました四つを天測境界點と名けてある。それからデオデシーで出した其線の上に置いた赤い標が小さい境界點で中間境界點と名けてあります、此中間境界標がこれから起つて向ふに十七重に山の上に設けてあります、之を山の上に置きましたのは斯ふ云ふ理窟があります、人が山の谷を通つて來るのに山の上の高い所に建てたのは此標の間は三十三里を十七に割つたのであるから凡そ二里くらゐの平均になつて居りました、近い所も遠い所もあつて多少取除けがあります、五キロから十キロ即ち一里半弱から二里半位までの間に一つ一つ是が置いてあります。是は將來の拓殖の進むに従つて斯う云ふ中間の點に

も標石を建てると云ふ必要が起らうと思ひまして、重に山の上に基礎を置いたので、或度の合つた眼鏡なら何處でも見える、さうして標識の點を見れば其處が即ち境界であると云ふことの見出し易い爲に斯うしたのであります。尙ほ其他に於てこの邊は餘り人の交通せぬ所でありましたが、西海岸にピレオと云ふ川があり、こゝにピレオと云ふ村がありまして露西亞人が住んで居り、其邊の土民が漁をして往復して居る道でありまして、こゝに標木を置きました。さう云ふ風に標識をして尙ほそれを連ねて、十メートルの幅に總て森林を切抜いて一も木の無い所が造つてあります。之が即ち林空であります。境界は前申す如くこの山河を横ぎつて五十度の緯線に準じて劃定されました。この地方は前申します如く、道は無論無く、古來斧を入れたことの無い所でありますが、この中央平原の所、東の方の山から西の方の山までの間七里もありませうかこの間は全く水平の地であります。それからこの東西は非常な險峻なる山地であります、それで此平原は境界よりして凡そ十二三里行つた所に、東の山と西の山とを連ねる川があります、こゝは且と云ふ



第四天測境界標より海岸に至る五十度緯線に準じ開墾せし溝

も標石を建てると云ふ必要が起らうと思ひまして、重に山の上に基礎を置いたので、或度の合つた眼鏡なら何處でも見える。さうして標識の點を見れば、其處が即ち境界であると云ふことの見出し易い爲に斯うしたのであります。尙ほ其他に於てこの邊は餘り人の交通せぬ所でありましたが、西海岸にピレオと云ふ川があり、こゝにピレオと云ふ村がありまして露西亞人が住んで居り、其邊の土民が漁をして往復して居る道でありまして、こゝに標木を置きました。さう云ふ風に標識をして尙ほそれを連ねて、十メートルの幅に總て森林を切抜いて一も木の無い所が造つてあります。之が即ち林空であります。境界は前申す如くこの山河を横ぎつて五十度の緯線に準じて劃定されました。この地方は前申します如く、道は無論無く、古來斧を入れたことの無い所でありますが、この中央平原の所、東の方の山から西の方の山までの間七里もありませうかこの間は全く水平の地であります。それからこの東西は非常な險峻なる山地であります。それで此平原は境界よりして凡そ十二三里行つた所に、東の山と西の山とを連ねる川があります。ちよつと、こゝは且と云ふ



第四天測境界標より海岸に至る五十度緯線に準じ開堀せし溝

字を楷書で書いた様になつて居る、この分水嶺から幌内川が流れて居る。この分水嶺から北に向つてメインと云ふ川が流れて居ります、この川の下部は非常な緩斜面を有つてテルベニヤ灣に下ります、この川は非常なる緩なる流を有つて居る川であります、従つてこの川の左右は非常なる沼地で、沼地と云ふと我々の概念の沼と云ふものは水田の如きもので、土と水と混じて居る泥深い所と解釋して居る、又外國の人も佛蘭西のマルカレ、獨逸のツルベールと云ふ字は矢張りさう云ふ沼である、然るに露西亞ではツンドラと稱へる一つの變つた沼があります、沼地は水平地であるが、このは若干の高低がある、一間や二間の高低がある段階のある沼地であります、それはどう云ふものであるかと云ふと、この下は數百年前から苔が溜つて居る、此苔が中徑一メートルくらゐある大きい水苔であります、其苔が段々上へ上へと成長して而も下の方は朽ちて仕舞はないで残つて居つて、深さが一メートル以上ある、さう云ふ様に苔が密生して成長して、此の苔が毛細管引力によつて水を吸収して恰も海綿のやうであります、常時下の土に水を供給するから下の土がフワフ



ワになつて居るのみならず、矢張り此附近の道路が水を受けて柔かいもので、斯う云ふ所へ馬などに乗つて行くと、時々馬の兩足が沼に這入つて仕舞ふ。沼は斯う云ふものであるから上は乾いて眞青に苔が出て居ると云ふ有様である、さう云ふ工合な平原がある。

それから山に這入ると山の中に非常な大木が成長して、さうして日光があたりぬ爲に同じく苔が生へて、深い所はツンドラと同じことで、馬の足が全く這入るとか、人間の膝まで這入ると云ふやうな有様の所であります。さうして樹木は非常に密生して居つて、中央貫線の道の西の方の山は總て樺松、蝦夷松の類が到る處非常に所繁茂して居ります。又中央平原の東の方は大體山には樺松に落葉松を交へて非常な立派な大なる木が密生して居ります、木も大小種々ありますが、大なるのは中徑が三尺乃至三尺五寸くらゐ小さいのは一尺乃至一尺五寸くらゐのが多うございます、さう云ふ非常な立派な木で、而もあの地方の木は、非常な眞直くなもの、まるで竹藪の如く木が生へて居る、眞直く木が密生をして如何にも能く成長して居ります、其中多少は細い

ツンドラ

もあり、さすが澤山生へて非常な密林であるから、其中に小さなものが出来ても曾て日光に會ふことが出来ぬと云ふ有様である、木も速く日光を迎へたい意思がある如く、非常に速く成長する様で、それで細い木も非常に長く眞直になつて居る、先づ彼處の木は大きなのは四十メートルくらゐ即ち二十間くらゐ眞直くに出て居る、細いのも矢張り四十メートルくらゐ上に出て居る、さうやつて上の方が速く日光にあたると云ふ風に見えて居ります。兎に角さう云ふ風に非常な密度で、この邊の高い所に行きますと白楊、樺が多うございませぬ、柳の類も多少生へて居ります、これが展望を遮ります、樺の如きも高くはないが、無論展望を遮るので何れも伐採せねば一も測量は出来ませぬ。又木を伐つたり種々の仕事をする人が持つて行く糧食等を運ぶにも道がありませぬから道を造らなければなりません、従つて非常な困難を盡して居る、甚しいのは五十四度くらゐの傾斜の所がある、五十四度と云ふと自然に斯う云ふ所から砂を流して出来る所の斜面以上の傾斜でありますから、殆ど木に登る様に手と足を働かせなければ登ることが出来ぬ。そんな處は物を運ぶことが

標石

出来ないから道を開けなければならぬと云ふことで、非常に困難しましたのです。

天文測量で定めた所は、天測境界點と申して標石がございます。地下に掘込んであつて、地表面から下迄が二メートル餘でありますから八尺も這入つて居ります。此地下はベトンで眞四角に幾層も中へ造り込んであります。此深さが今申す二メートル餘掘込んであつて、其一番下に一つのベトン層を置いて其上に石を置いてあります。ベトン層面に十字が切つてありまして、五十度の緯線の通過する點であります。斯う云ふ風に漆喰土臺の中へ嵌込んで、是に土を入れ敲いて其上に漆喰をやる。餘り石が小さうございますからベトンをやつて其上に立て、あります。即ち其土か日本に向いた方は、大日本帝國境界それから露西亞に向いた方即ち北面は、ロシアブルチャ即ち露國國境と云ふと書いてある。是は露西亞帝室の二つ頭の鷲の附いた紋、さうして日本の方は我が皇室の御紋章を刻するの許可を得て之を高彫りにしてあります。挿書参照其横の方は天文測量をやつたのであるから、天第一號明治三十九



第三天測點に於ける境界標石南面（第四編二四頁参照）

出来ないから道を開けなければならぬと云ふことで、非常に困難しましたのです。

天文測量で定めた所は天測境界點と申して標石がございます、地下に掘込んであつて、地表面から下迄が二メートル餘でありますから八尺も這入つて居ります、此地下はベトンで眞四角に幾層も中へ造り込んでありますが、此深さが今申す二メートル餘掘込んであつて、其一番下に一つのベトン層を置いて其上に石を置いてあります、ベトン層面に十字が切つてありまして、これが五十度の緯線の通過する點であります、斯う云ふ風に漆喰土葺の中へ嵌込んで、是に土を入れ、敷いて其上に漆喰をやる、餘り石が小さうございますからベトンをやつて其上に立て、あります、即ち其土か日本に向いた方は、大日本帝國境界それから露西亞に向いた方即ち北面は、ロシアブルチャ、即ち露國國境と云ふと書いてある、是は露西亞帝室の二つ頭の鷲の附いた紋、さうして日本の方は我が皇室の御紋章を刻するの許可を得て之を高彫りにしてあります、挿書参照其横の方は天文測量をやつたのであるから、天第一號明治三十九

標石



第三天測點に於ける境界標石南面（第四編二〇四頁参照）



第三天測點に於ける境界標石北面（第四編二〇四頁参照）

中間標石

年向ふは「アストロー」と云ふ標が附いて居ります、これが四個處に置いてあつて境界の基礎となつて居ります、それから中間の境界の標石は單に中間境界點と名けて前に申した山の上に置いた十七個のものであります、それは一メートル少し餘即ち三尺四五寸あるベトン層の上に嵌込んで、一號二號と番號が書いてあつて、日本に向いた方は第一號第二號乃至第十七號とあり、露西亞に向いた方は唯一二と云ふ數字が書いてあります。それから黒い四角なのは人の往復しさうもない所でありますが、日本に向ふてやつたものでありますから露西亞でもやつたので、境界標が置いてある裏は日本境界標、露西亞に向いた方は「ロシヤブルチャ」として是は木で造つてある、固より數年間經ては腐蝕して仕舞ふに相違ないが、元の目的はあの村に若干居る者が此境界が出来たが、それが境界が彼等文盲の者には分りませぬ、こゝに來て見ると一面に山をズツと伐つてあるのが見えるけれども、却て平原の所は木の少い爲に何處か境界が分らぬから、一時柱でも建つて置いたならば、此處が境界だと云ふ習慣が付くだらうと云ふことで、臨時に此處が境界だと云ふことを布告する

代りに建てたものであります(編者曰挿圖第十一版國境線上各種記號は上述の各種境界標を示せるものなり)

境界はさう云ふ風にして出来て居りますが、此境界の形が今申す正しい緯線の形をして居らぬのであります、是は地表面の緯度を定めるには正しい緯度と人が想像して居る所の即ち赤道よりして北極地に至る九十度に亘り即ち正しく割つたと云ふことを頭に書いて見て、其書いた如く之を地球表面に正しく割當て、此處が五十度である、此處が何度であると云ふことを正しく寫すのは餘程むづかしい事業で、一部測量をやつて天文に依つて定めると云ふことは餘程むづかしいので、是は私が茲で細かに申上げる必要もありませんが、元々星を當てに地球の表面に度を寫すので、今日の測量機械の測量上、一秒即ち三十メートル少し以上、十五六間と云ふ差が星を觀て測量して其點を地表に寫した結果に於て違があると思ふことは、殆ど天文家と言はれぬさうであります、それは私の所へ參つて居つた天文家の話を私が請賣りしたのであります、又今回露西亞と我國と一緒にやつて見ると如何にも一秒など、

天測の困難

云ふそんな大きな差は無論出ませぬ、こちらと向ふの差を見ると誠に僅なものでありますからして、實際測り得た價値は酷い差は無からうと思ふ、測つた所は確であると思ひます。

元々天空に輝ける彼の星と地球との關係を定めるのは何であるかと云ふと角度である、其角度を算用したるものは何であるかと云ふと水準即ち水平であります、水平と云ふことは他に何の關係も無ければ水平であるのでございしますが、總て物は引力を有つて居る、引力も亦其物の性質に依り其物のマツスに依つて違ふと云ふことで、今我々はこのコップに水を斯うやつて汲んで、この水が平だと心得る是は、我々の智力で斯う云ふ平な所であれば平だと思ふ、見なければならぬ、若し山でもあれば水が山の爲に引かれて傾いて居ると云ふこともあり、今一つは地下が如何になつて居ると云ふことが分らない、こゝに水準器を置いて、地下の一方が非常な密質であると云ふことであると、この方に餘計引かれる、こゝに出べき水泡がこゝに出る、こちらに水泡を寄せる爲めにこちらを上げる、これが水平だと思ふと傾いて居る、これを星と見

て五十度に應ずる星ですから、さうすると斯くくに出て來なければならぬ、所がそうでないこと云ふことから地表面の五十度の點が事實五十度であるか四十九度何ぼのものであるか、是は點檢のしやうが無い、殊に亞米利加の先程申上げた境界は東の方にニューペリオルと云ふ大きな湖水が紐育の北の方にある、それから少し北に行つた所にウーゴと云ふ小さな湖水がありま、それから起つてバンクーバーの灣の所まで一直線に加拿陀と合衆國の境界が出來て居る、あの距離が三十度ばかり八百英里ばかりあります、其八百英里の間に四十一ばかり天測點が定つて出來て居ります、是は丁度千八百七十年から七十四年まで四年間かゝりました、此地方は交通の便は宜し、温度も稍々良好です、から終始働いて四年間掛つて四十一個の天測を行つて居る、其四十一個の天測を行つた結果はどんなものか、調べて見ましたが、甚しい斯う云ふ風な關係がある、山の關係でなしに地下の關係から引張られて、非常に曲つて種々な形をして居る、一番酷いのは七百三十八呎から違つて居る、所が其當時から無論地下の感應、鉛直に影響する感應と云ふことを知つて居りました。

たから成るだけ故障の無い所を選んでやりました、が斯くの如くくいちがいを生じました、是は地下の感應と云ふことに歸著して居る、其四十一から測つた中で、彼處は山があつたから寄つたと云ふ證明の出來るものは三分の一しかなくて、三分の二は地下の構造の爲の影響としか思はれぬと云ふ説明がしてあります。

要するに天文の五十度の緯線を正確に一弧形に定める積りてやつたのが、さう云ふ風に定つて居らぬのであります、實際我々のやりましたのは、西岸から始めましたが、迷ひの出來るのは前以て知つて居りますから、この天文で定めたものは、神聖侵すべからざるものときめました、神ならぬ我々が地下を掘つてその構造を見ることは、數多の費用と時日を要しますから出來ませぬ、亞米利加の境界を劃定した實驗に依ると、唯地下の構造に依つたと見なければならぬと云ふ様な關係があるから如何なる變化があらうとも其以上の研究は、到底數理を以て推することは出來ない、山があつても違ひます、例へば富士山の緯度を測るに、北で測ると南の緯度が出る、南で測ると北の緯度が出る

富士山緯度  
觀測

國境線は理想  
的孤形に非ず

と云ふことを聞きましたが、さう云ふものは仕様がな、出たものを神聖なるものとし、之を動かさぬと云ふことにして規約を定めて測量をやりました。それから東に及んで見ると東岸の第一天測點と其西の第二天測點との連絡線が、完全に弧形をなすべきのに七十米突許り喰違ひました。仍て止むを得ず、喰ひ違ひなりに繋ぎ付けて露西亞の方に入り込ませました。或は日本の方に出たとも言はれる、併し他は皆大概正しい所にある様であります。この天測だけを、やつた時は分らなかつたけれども、この天測點を段々繋いで行つたら、無論この間は數多の山脈があつて且つ樹木があつては分らぬから、これから伐つて行つて兩方に合するかどうかと云ふことを心配しましたが、東から来たのと西から来たのとが終に喰違ひました。この西方日本でやつた方は好い工合に合ふたから、そこでこの點が露西亞の方に寄つて居ると云ふことが分りましたけれども、それは動かさぬと云ふことにしまして、其儘出來て居ります。詰り今言ふ様な理窟ですから天文で定めた點が、どれが五十度に合ふて居る、どの點が五十度に合ふて居らぬと云ふことは殆ど鑑定の付けやう

が無い、どれかに誤があるが略々近いものだと見るよりほか仕方がない。それで若これを今日の數理のやり方でやれば、これだけのものを平均してそれを正しいと見るよりほかかない、一局部に限られた作業として見るときは、これを平均したら正しいかと云ふと、近からうと云ふに過ぎぬので、五十度に相應せぬと云ふことがあります。のみならず若しこれを平均して置きますと、他日この境界が全く分らぬやうになつた時、探し出すに二重の手續をせんければならぬ、即ち斯う云ふものを測つてそれから平均を出さなければならぬ、のみならずさう云ふ場合に、これが皆取れて仕舞ふと何處にあつたか分らぬ、それを復二度目にやると二度目の境界は亦違つたものが出ると云ふことが起る、非常な複雑であつて、一旦無くすと前の境界は殆ど見出すことが出來ぬと云ふ有様でありますから、前の天文測量で定めたものを正確としまして、それからそれを繋ぎ付けると云ふ風に約束して、あの線が出來たのであります。それから之を實行しました概要を御話しいたします。是は明治三十八年向ふから通知がありまして、彼は全く軍人ばかりで組織すると云ふことを申



して参りました。當方では木を伐つたり物を運んだりすることは、寧ろ専門の  
 柚夫とか人夫とか云ふ者が宜からうと云ふ考で、それらを五百人ばかり、それ  
 から天文測量の者、地形測量の者等を數多く連れて行きました。夫とて地形  
 測量の者の頭となつて一部分の測量を遺憾なく實行し得る者が四名ばかり、  
 天文測量の方も一部分を擔任して十分測量の出来る者が三名ばかり、それか  
 ら其助手たる者を各々二名づゝ連れて行かれるくらゐの組織にして、地形で  
 三四班、天文は二三班出来ると云ふことにして行きました。然るに向の委員  
 はすべて軍人でやる流義で、將校が五名、天文測量の者が僅に一名、地形測量の  
 者が二名と云ふこととございました。さうして力の方は兵と馬で、即ち木を伐  
 つたり、道を造つたり、測量の助手、運搬と云ふものは、兵と馬でやることにして  
 ありました。其後其組織の不便なことを感じましたから向ふの委員を増さ  
 せて我委員と同じにさせて、昨年は雙方共同數の委員で仕事をしましたから  
 大府都合が宜うございました。一昨年は之を一口に言ふと、向の方は木を伐  
 り物を運ぶ力は日本より餘計で、其代り測量をやるとか天文をやるとか、技術

## 日露委員の比較

日露兩委員の  
分擔

的の人は少いと云ふ有様でありましたのみならず地形から申すと實際能く  
 分らなかつたけれども、此地に来て私の感じたのは西の方は非常な險阻な山  
 の様に見えて、東の方は餘程大陸的の山の様な傾斜が緩の様に見える、それで  
 向ふの委員長と話をして、之を二つに分けて、西の方は日本が擔任し、東の方は  
 露西亞が擔任しやうと云ふことと、大體さう云ふ區分をしました。尙ほ東の方  
 はあの通り長いから日本の方で技術を補助しやう、向ふの技術官を補助して  
 天文地形等をやつて、此仕事をなし遂げると云ふことにしました。さうして  
 同時にこゝで天文測量をやつて、此の天測點から東西に切つて出て、此兩海岸  
 の天測點を定めやうと云ふので、天文測量に従事する者を出して、一昨年測量  
 し始めました。然るに東方の海岸は非常に荒れる所であつて、屢々探險はや  
 りましたが始終荒れ詰めて一寸とも船が著けられぬで、とうとう東の方の測  
 量が出来なかつた。昨年漸くにして天文測量をやりました。それはこゝは船  
 が著かぬと云ふことであるから、西から陸行で東岸に出て来て測量しました。  
 こゝ等は道が無いから手が著けられぬ、山の中の道の無い所を伐つてやりま

した。それが爲に天文測量に従事した者は、三日ほど糧食が絶えて、幸ひこの河に鮭が居るから其鮭を捕つて食料としたことがある。要するに中央平原の東の露西亞の作業は七十米突ばかり違が生じた幸に日本の方は兩天測點は五十度の線に合つて居るので、其の間に僅か一間半ばかりの違で、この林空が十メートルあるから何の苦痛も感ぜず少し廣げただかりで出来上つたのであります。

是と同時に、今申した通り數多の測量班を有つて居りますから、海馬海豹兩島の測量をしました。ポーツマスの條約の精神は、こんな所の島を測量するのではなく、此境界の附近に島があつて、どちらに屬するか分らぬからと云ふ精神の様に見えるが、この邊を探險しやう、條約が既に定めて居るから皆やらうてはないかと云ふことで、之に同意して探險しましたが、この附近に小さな岩がありません。岩の上に、松が生へて居て、ちよつと景色が宜い。島と稱するものはこの海馬島と海豹島との二つに過ぎませぬ。之を細かく測量して其明細書を作ると云ふことは條約の上に規定がありますから、兩國の委員が協同して内

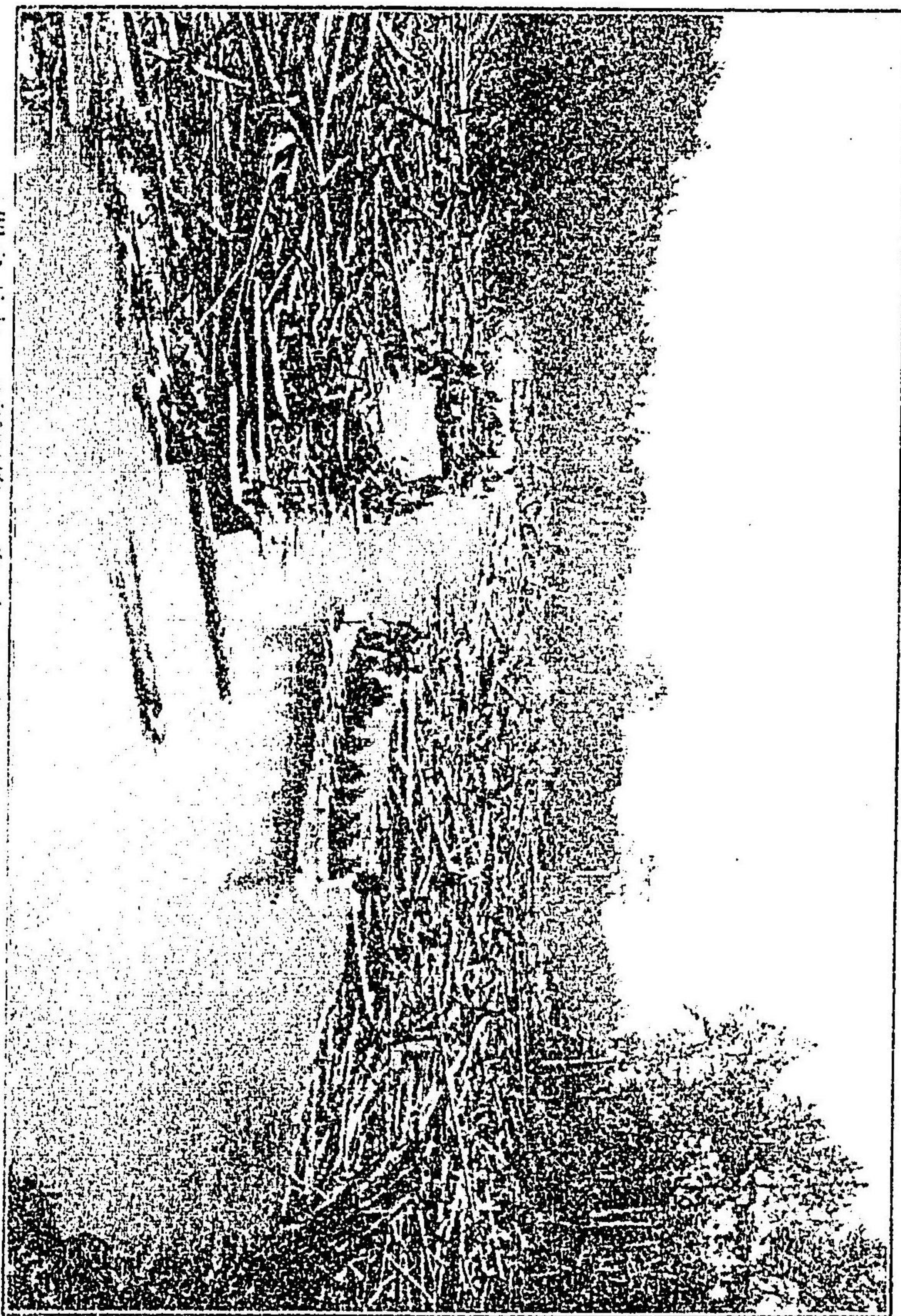
## 島嶼の測量

部の測量の片手間に測量したのであります。是等の書類は、此間交換をうけまして唯今政府へ出して仕舞つて、何も御目に掛けるものはありませぬが、若干此處に書損の物がありまして、書損と云つても何も違つたものでない、出來が汚いから露西亞の方で棄てたい云ふことで、反古にして書直しにしたものを持つて來ましたから後に御目に掛けます。

境界劃定の副作業として、昨四十年幌内川を通過しました。一昨年はこの地方は道がありませんで、アレキサンドルフスキに上陸し、これから四十五里許りの道を通つて國境に達しました。それがため非常な時間と金とを使つた、且つ露西亞の場所を金を使ふことは、如何にも残念に思ひましたから、昨年は到着早々探險をやりました。先づ船をやつて必要な物を後から取寄せると云ふ考へて探險をしました。が可なり水深があつて十五六石の船は上つて來る、唯數百年來曾て舟掛を通したことの無い川で、只、土人が獨木舟で往來したところが、あるに過ぎない、所々徑一メートル——三尺以上もある大木が縦横無盡に川の中に倒れて網の目の様に横つて居る、川幅も廣くなし、水深も淺いし而

も水が其間を通る爲に船が通じないと云ふ有様であります。之を去つて我船を通じさせるのは、僅か一年間の使用に過ぎないけれども、將來樺太の拓殖の上に一の大動脈たることを失はぬだらうと云ふことで、之を開くことにしました。それは幸ひ戦争に使つた火薬の不用物の處分に困つた物があつたから、それを持つて行つて、數多の地雷をやつて之を取除いて、今では全く境界まで十五六石の船が行くやうになりました。此川は川口から境界までの里數が、日本の七十里ばかりある、直徑は三十里足らずでありますが、非常に屈曲して流れて居る爲に七十里ばかりになります。其半分は七八噸の小蒸汽船が上ぼることが出来る、それから上は曳船で上がる、さうしますと曳船が十日ばかり小蒸汽船が二日ばかり、十二日で行ける、下がる時は日本の船が漕いで下がつて二日乃至三日ぐらゐで川口まで行かれます。

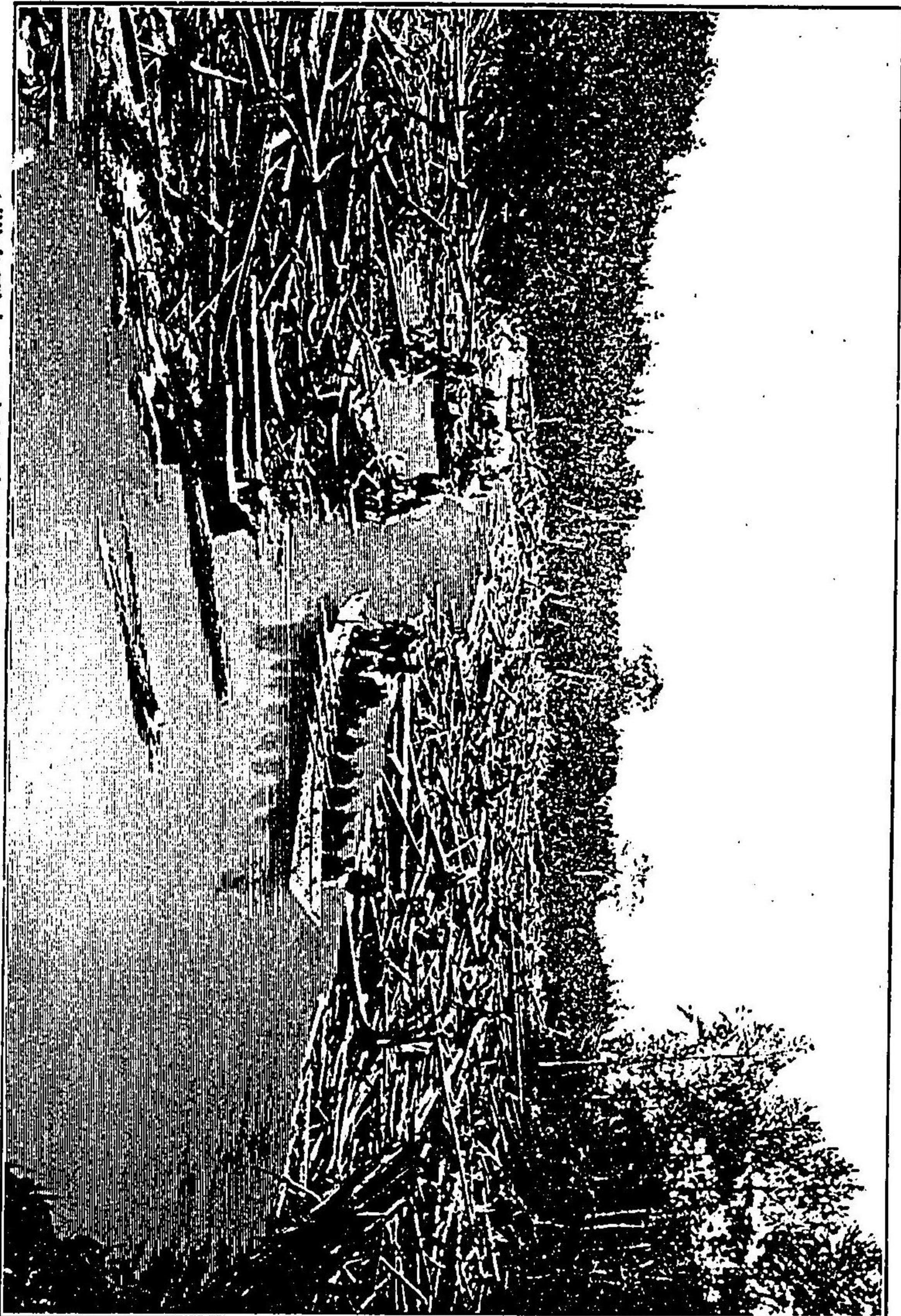
先づ境界の話はそんなことで措きまして、樺太を屢々通過いたしましたから、其模様を申し上げませう、元々境界の劃定と云ふことが我々の仕事でありますから、我々の眼中他のことは何も置かず、頭に何も考へず、外の物に氣を付け



樺太の境界線、日本側の境界線、日本側の境界線

も水が其間を通る爲に船が通じないと云ふ有様であります。之を去つて我船を通じさせるのは、僅か一年間の使用に過ぎないけれども、將來樺太の拓殖の上に一の大動脈たることを失はぬだらうと云ふことで、之を開くことにしました。それは幸ひ戦争に使つた火薬の不用物の處分に困つた物があつたから、それを持つて行つて、數多の地雷をやつて之を取除いて、今では全く境界まで十五六石の船が行くやうになりました。此川は川口から境界までの里數が日本の七十里ばかりある。直徑は三十里足らずであります。非常に屈曲して流れて居る爲に七十里ばかりになります。其半分は七八噸の小蒸汽船が上ぼることが出来る。それから上は曳船で上がる、さうしますと曳船が十日ばかり小蒸汽船が二日ばかり、十二日で行ける。下がる時は日本の船が漕いで下がつて二日乃至三日ぐらゐで川口まで行かれます。

先づ境界の話はそんなことで措きまして、樺太を屢々通過いたしましたから、其模様を申上げませう。元々境界の測定と云ふことが我々の仕事でありますから、我々の眼中他のことは何も置かず、頭に何も考へず、外の物に氣を付け



(照參頁六一二編四第) 路水の後、樺太流河ノナホ

て居ない、唯通過して見た所の有様を一寸御話しいたしませう。

樺太は全面積が四千五百方里ばかりありまして、五十度以南が二千一百方里、五十度以北が二千四百方里、編者曰第一編の面積と異れり蓋し兩者とも精密なる測量なきため合致せざるなり九州の二千三百方里より少し小さくあります。此樺太は三郡に分つて居りまして、アレキサンドル郡ツイモフ郡コルサコフ郡と云つて居る。ツイモフとコルサコフは、殆ど日本のものになつて、アレキサンドルは一部分日本に遑入つて居る、古來この地方は五十五ヶ村ばかり小さな村が散在して居つて、戦争前には土民がアイヌとかトングスとか、オルトンとか、支那の韃靼附近に住んだ人民が混入して居る、それが四千ばかり、それから露西亞人がこの間に三萬五千ばかりも遑入つて居つたのであります。所が露西亞の人民と云ふのは、あの樺太と千島と交換せぬ前から既に千八百五十八年頃から段々重罪者を送り居つて、交換後全く重罪者を放つた爲に、今の三萬五千の人民の中で、軍隊若干と役人若干を除いた外は重罪囚である、だから強制的に此處に寄越された者であります、それから罪餘全く罪

人の名を取消さず、詰り罪状が軽くなる様な理窟で土著することを許して、土地を遣つたり家屋を遣つたり、年々補助金を遣つたりして、之を開かせて、自由民となるまで、數多の階級を経てやつて居りました。其の三萬五千人の住民は、元より強制的に自分の意思に反して寄越されたのでありますから、戦争の時に我軍に於て、其本國に歸りたい者は還して遣る方針を執りました爲に、大概歸つた。其後露西亞の方でも無論自由民となつて、即ち罪人たる懲役の期の満ちた者は還すやうになりましたから大部分歸つた。今日は四千ばかり即ち戦争の前より十分の一くらいしか残つて居りませぬ。兵隊は元は澤山居つた。殊に巡查の代りをして居りましたが、是も今は減つて僅か四五百人くらいしか居りませぬ。それがアレキサンドルフスキーと其附近に若干居るだけで、巡查などは至つて少い。元、此處は収入も無い、租税の義務も無ければ人民は政府へ金を納めることが無くして、唯政府が人民に金を遣つて保護して居つたと云ふ有様で、其他總て交通が不十分であつて、土地が能く發達すると云ふ譯に行かない。巡查も政府が金の拂へぬ爲に遣らぬのか要するに巡查の如

きもアレキサンドルフスキーまで四十五里ばかり四十何ぼと云ふ村に、一人居る所があり居らぬ所がある。其の村々の人民はどんな者かと云ふと、皆人殺しをしたとか放火をしたとか亂暴な者が多いので、十分な取締が出来ない戦争の時に歸つたのはどう云ふ者かと云ふと、永く此處に在つて財産が出来て相應に柔なしくなつた者で、あとに残つたのは財産が無くて家へ歸つた所が飯が食へぬと云ふ様な者のみです。一口に言へば善い者が歸つて悪い者が残つた、さうして取締が不十分であるから盜賊横行の有様で、晝も大道を一人で通行することは非常な危険で、私の居る内に屢々人殺しがあつた有様で、私が此處を通過する時は、向ふから護衛兵を附けて、尙ほ通過する沿道に兵隊を配置して呉れる有様でありました。現に餘程困つて居ると云ふ状態は、私が通過する道は四十五里もあつて、而も道が悪い爲めに四日も五日も泊つて行かんければならぬ。泊る所は村の村長の家で、政府から地方官に言つて、郡長が私に附いて居つて村長の家に泊る所が彼處の制度が村長以下は罪人、人殺しなどの改心した者が地方の選挙でなつて居るので、それで其村長の家に泊

つて聞いて見ると、矢張り人を殺したり、火を放けたり種々なことをやつた者で、それが改心して、今は妻子あり身分ある者である、それ等に聞くと、私共はどうか速く歸りたい、何分生命財産が危険で困ると言ふて居る。元々人の生命財産を自在にした者が、今は生命財産が危険で困ると自分で言ふ有様であるから、以て危険の程度を推測することが出来る。餘程大打撃を受けて非常に今は壊はれて居る状態であり、それに反して、日本に取つた方は匪徒が居りませぬ、この川口からピルカと云ふ所がありますが、其以南は取つた時分に數千の露西亞人が残つて居りましたが、段々立去つて一昨年暮には五百人くらゐ居りました。それは成るべく我國でも、性質の宜くない人種なので、かゝる還したいと云ふので、還す方針を執つたけれども、我が政令の下に生活するのは、頗る安全であるから歸る必要は無いと云つて、土著に決した者が三四百人ある様子であります、現に我々境界劃定に參つた者がこの西海岸で能く逢ひました。

明治四十一年七月四日印刷  
 明治四十一年七月七日發行

(權大地誌奥付)  
 定價金壹圓五拾錢

著作 東京地學協會

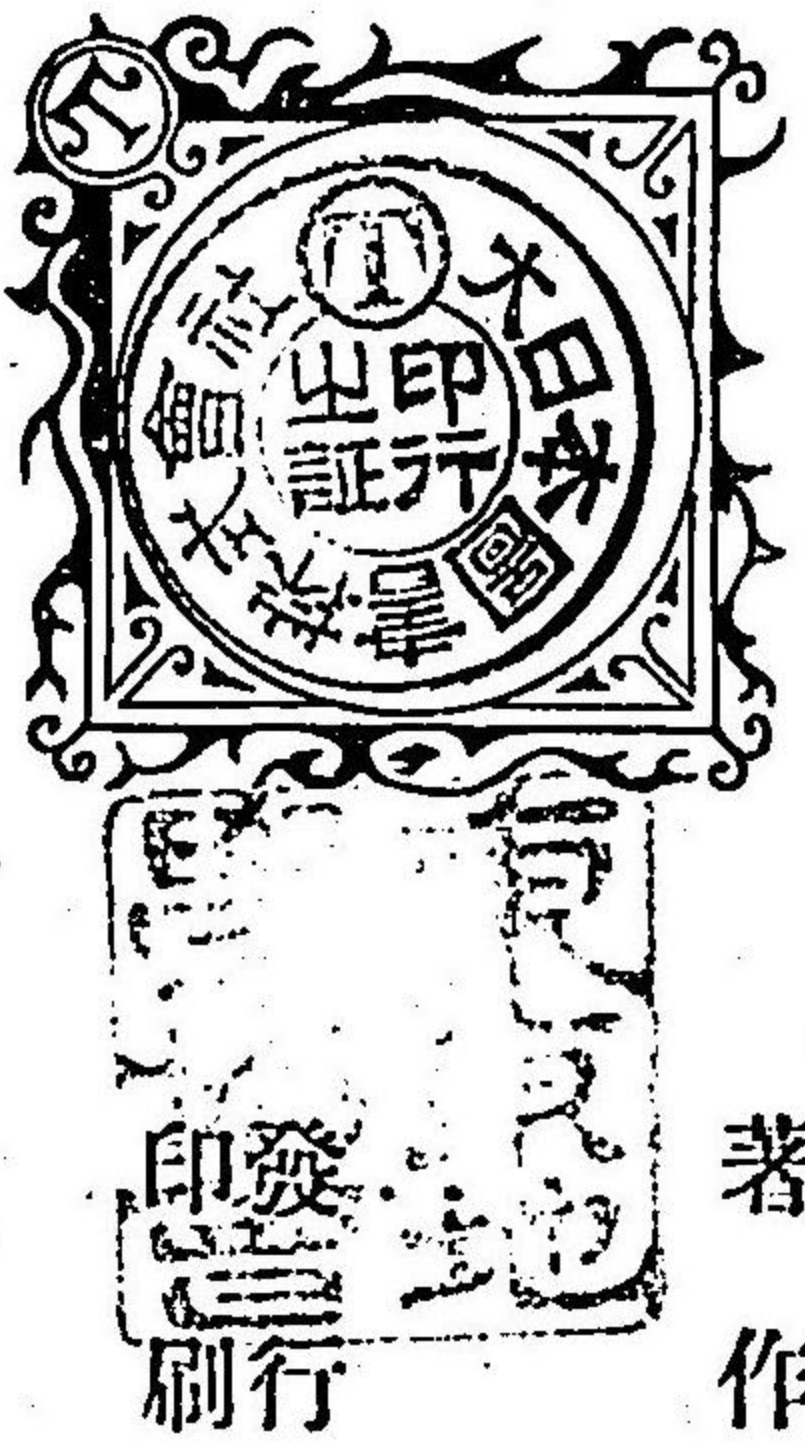
右代表者

小林房太郎

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地  
 兼發行 大日本圖書株式會社

右代表者

專務取締役 宮川保全



發賣所

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地  
**大日本圖書株式會社**  
 大阪市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷  
**大日本圖書株式會社支社**  
 各府縣下特約販賣所

理學士山上萬次郎著

(第三卷 及 第四卷 近刊)

# 日本帝國政治地理

第二卷 定價金壹圓五拾錢  
郵税金 八錢  
第三卷 定價金壹圓八拾錢  
郵税金 拾貳錢

## 目 第一卷

緒論 第一篇、版圖、領土 第二篇、政治、國家の組織、天  
第四篇、司法 第五篇、行政、中央行政、地方行政、政治機關、  
帝國の諸機關官吏に關する法制

## 第三篇、立法

## 次 第二卷

第六篇、外交、外交の沿革、外  
政機關、條約、國  
政出入、租稅、官業、公債、財產、  
第七篇、兵備、大元帥、軍人、兵役の義務、陸軍、  
海軍、軍事教育、列國軍備の比較、  
第八篇、財政、出入、稅、富力、貨幣、度量衡

紛糾錯綜變轉推移窮るところを知らざる人類生活の事實を究め、之が有機的徑路を究究し、其真相を捉へて一見掌を指すが如くならしむるは、政治地理の任務なり。著者、其該博なる學識と深刻なる批評眼とによりて、國家の有機的發達ノ理法を尋究整調し、以て帝國現時の國勢を明示したるもの、即本書なり、苟くも帝國現時の國勢を知らんとするもの、其官吏たると實業家たると學者たると教育者たると議員たると新聞記者たるとを問はず、又内國人たると外國人たるとに論なく、本書を繙くにあらずんば、恐らくは思はざるの謬見に陥るべし。

社會式株書圖本日大 所行發

前露清語 學校々長 中野 二郎

同校 縣文夫 合譯

東亞同文會發行

# 露國大藏省 編纂

# 滿洲通志

菊判美裝全一冊  
定價金貳圓八拾錢  
郵税金 拾五錢

目 第一章、滿洲の歴史 第二、三章、滿洲の地理 第四章、滿洲の地質 第五章、滿洲の氣候及び動植物 第六章、滿洲の住民 第七章、滿洲の行政 第八章、滿洲の都會及び重要なる植民地 第九章、滿洲の道路 第十章、滿洲の物産 第十一章、鑛業 第十二章、工業 第十三章、滿洲の交通及び商業 第十五章、外國貿易 第十六章、結論  
次 第一表、氣候 第二表、植物 第三表、動物 第四表、政治機關 第五表、地理 第六表、概測 第七表、生産 第八表、鐵道

本書は露國前大藏大臣ウヰツチ氏の監督編纂に係る露國の滿洲經營の大資料なり其内容に至りては各専門家の正確なる調査と緻密なる觀察とに成るもの筆を滿洲の歴史に起し滿洲の地理に及び地質、氣候、動植物、住民、行政、都會、植民地、交通、物産、鑛業、工業、商業、貿易等あらゆる事項に亘りて詳論したれば一讀滿洲の實情掌を指すが如し、加ふるに幾多の調査統計を以て立證し詳細なる地圖によりて場所の觀念を確實ならしむ、凡て何れの職業を問はず滿洲の地に目的を有するものはまづ本書を繙いて其成否打算を商らざるべからず。

社會式株書圖本日大 所行發



東京地學協會編	東京地學協學編	米國田村哲著	理學士岡田武松著	理學士廣瀬暉芳著	農學博士麻生慶次郎共著	理學博士今村明恒著	理學士石川成章著	鳥居龍藏著	理學士石川成章著
◎地學論叢(第二輯)(全)	◎地學論叢(第一輯)(全)	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書	◎地學叢書
地學論叢	地學論叢	海象學	氣象學	實地學	土壤學	地震學	礦物學	人類學	地球發達史
(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)	(全)
近刊	近刊	近刊	近刊	近刊	近刊	近刊	近刊	近刊	近刊
六拾錢	六拾錢	八拾錢	八拾錢	七拾錢	七拾錢	七拾錢	七拾錢	七拾錢	六拾五錢

社會式株書圖本日六 所行發

